

2020 年度

審判講習会資料

(2020 年度競技規則修改制ほか)



一般財団法人長野陸上競技協会

競技運営委員会

JAAF
NAGANO

令和2年4月12日

長野陸上競技協会 登録審判員 様

一般財団法人 長野陸上競技協会
理事長 内山 了治

2020年度長野陸協審判講習会の中止に伴う対応について【重要】

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大を防ぐため、3月15日（日）に松本大学2号館232教室・松本平広域公園陸上競技場にて実施予定でありました2020年度長野陸上競技協会審判講習会および各地区で予定されていた講習会について、中止とさせていただきます。中止に伴う代替措置を下記の通りに実施いたします。それぞれ対応していただき、適切に2020シーズンの競技会運営に取り組めるよう、重ねてお願い申し上げます。

記

- 1. 実施方法** 講習会冊子を配布し、各自で講習を行う。同時に配布される評価テスト・レポートを提出することにより、2020年度の講習会参加とみなします。
(なお、この方法は日本陸連競技運営委員会の指導に基づき、本年度限りの実施です。)
- 2. 配布方法** 当初、4月～5月にかけて開催される競技会において講習会資料を配布する予定でしたが、日本陸連から6月末までの競技会の中止・延期の要請に伴い、予定通り資料を配布することが困難になりました。そのため長野陸協事務局から全登録審判員に郵送します。
- 3. 提出方法** 「審判講習会評価テスト在中」と封筒に朱書きの上、6月30日（火）必着で、長野陸協事務局（〒381-0038 長野県長野市東和田 632 長野市営陸上競技場内）へ郵送して下さい。
※トラブル防止のため、送付先を陸協事務局へ一本化します。競技運営委員等へ手渡しすることのないようにお願いします。
- 4. 評価方法** 競技運営委員会で審査し、十分理解したものと認めた者について講習会を受講したとみなします。合格者には支部審判部長を通して手帳貼付用のラベルを配布します。
- 5. その他** 7月以降の競技会日程についても、変更の可能性があります。変更の場合は随時陸協ホームページに掲載していきます。また、それに伴い後期の意向調査を前倒しして実施する可能性もあります。意向調査が配布されましたら、速やかに返信するようお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

【問い合わせ先】

(一財) 長野陸上競技協会 競技運営委員会
葛城 光一 (担当副理事長)
青柳 智之 (委員長)
小林 幸太郎 (審判部長)

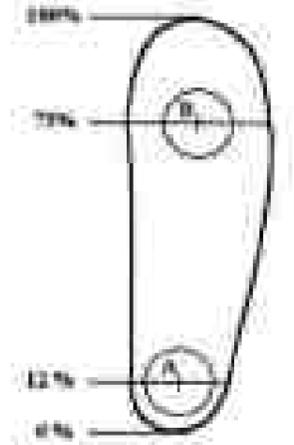
E-Mail shinpan@nagano-rk.com

ページ	条項	現 行	修 改 正 案
第 1 部 競技会役員			
149	100	<p>第 100 条 総則 〔国際〕 第 1 条 1 による国際競技会は、I A A F 競技規則に基づいて行われなければならない。 世界選手権とオリンピック競技会を除く競技会において、競技を I A A F 競技規則による方式によらないで実施することができる。しかし競技者に I A A F 競技規則によるよりも多くの権利を与えるような規則は適用できない。</p>	<p>第 100 条 総則 〔国際〕 第 1 条 1 による国際競技会は、World Athletics(以下、WA) 競技規則に基づいて行われなければならない。 あらゆる競技会において、WA 競技規則による方式によらないで競技を実施することができる。しかし競技者に WA 競技規則によるよりも多くの権利を与えるような規則は適用できない。</p>
152	112	<p>第 112 条 技術代表 (h) 要請があった場合は監督会議の議長を務め、競技役員に必要な指示を与えなければならない。 (i) 競技会前には競技会準備状況報告書を、競技会後には今後への提言を含む競技会実施報告書を、書面で提出する。</p> <p>(追加及び項番修正)</p>	<p>第 112 条 技術代表 (h) 競技前に発生した問題や、競技規則や競技注意事項等であらかじめ取決めがなされていなかったあらゆる問題に対して、主催者と共に決定する。 (i) 関係する審判長や競技会ディレクターと協議も含め、競技規則や競技注意事項等であらかじめ取決めがなされていなかった、競技中に発生したあらゆる問題に対して、あらゆる事項に対する決定を行う。あるいは競技会全体あるいは一部を継続するために、参加している競技者の公平性を確保するために、競技規則や競技注意事項等に規定されていない運営が必要な場合の決定を行う。 (j) 要請があった場合は監督会議の議長を務め、競技役員に必要な指示を与えなければならない。 (k) 競技会前には競技会準備状況報告書を、競技会後には今後への提言を含む競技会実施報告書を、書面で提出する。</p>
152	113	<p>第 113 条 医事代表 医事代表は以下のことを行う。 (b) 競技実施場所、練習場、ウォーミングアップエリアにおける医事関係の検査、治療、救急処置についての十分な設備、また競技者が滞在している場所での医療関係サービスを確実に提供する。</p> <p>〔注意〕 i 上記(c)(d)の権限は、医事代表（任命されていない場合や不在の場合も含む）から主催者によって任命された医師に委譲することができる。そうした医師は腕章やベスト、周囲と区別できる服装を着用すべきである。</p>	<p>第 113 条 医事代表 医事代表は以下のことを行う。 (b) 競技実施場所、練習場、ウォーミングアップエリアにおける医事関係の検査、治療、救急処置についての十分な設備の設置、また競技者が滞在している場所での第 144 条 2 の要件を満たし遵守した医療関係サービスを確実に提供する。</p> <p>〔注意〕 i 上記(c)(d)の権限は、医事代表（任命されていない場合や不在の場合も含む）から主催者によって任命された 1 名ないし複数の医師に委譲することができる。そうした医師は腕章やベスト、周囲と区別できる服装を着用すべきである。 医事代表か任命された医師が直ちに競技者の診療ができない場合には、審判員や大会関係者に対して、自分に代わって行動するように指示を与えることができる。</p>

155	116	<p>第 116 条 I R W J s (国際競歩審判員) と J R W J s (日本陸連競歩審判員) 〔国内〕</p> <p>3. 第 230 条第 4 項 (a) 〔国内〕 1, 2 及び第 265 条(6)等 J R W J を配置する必要があるときは、本連盟に事前に申告しなければならない。</p>	<p>第 116 条 I R W J s (国際競歩審判員) と J R W J s (日本陸連競歩審判員) 〔国内〕</p> <p>3. 第 230 条第 4 項 (a) 〔国内〕 1, 2 及び第 266 条 4(6)等 J R W J を配置する必要があるときは、本連盟に事前に申告しなければならない。</p>
157	120	<p>第 120 条 競技会役員 主催者は必要な役員を任命する。</p>	<p>第 120 条 競技会役員 主催者<u>あるいは加盟団体</u>は必要な役員を任命する。</p>
164	125 -1	<p>第 125 条 審判長</p> <p>1. 招集所、トラック競技、フィールド競技、混成競技、場外競技(競走、競歩) およびビデオ監察には必要に応じて1人以上の審判長を任命する。 スタートを監督するために任命されたトラック トラック 競歩審判長をスタート審判長と呼ぶ。</p>	<p>第 125 条 審判長</p> <p>1. 招集所、トラック競技、フィールド競技、混成競技、場外競技(競走、競歩) およびビデオ監察には必要に応じて1人以上の審判長を任命する。 スタートを監督するために任命された審判長をスタート審判長と呼ぶ</p>
165	125 -2	<p>2. (〔国際〕 追加)</p>	<p>2. . . . <u>〔国際〕 審判長は競技運営に関するいかなる抗議や不服申し立てを裁定しなければならず、ウォーミングアップ場・招集所から競技後の表彰式に至るまでを含めて競技中に起こった技術的問題、ならびに競技規則や競技注意事項等に明確に規定されていない事項についても、技術代表と共に必要かつ適切な決定を行う。</u></p>
166	125 -3	<p>3. . . . 混成競技審判長は混成競技および混成競技における各競技の運営を管轄する。</p>	<p>3. . . . 混成競技審判長は<u>スタート審判長が任命されている場合はその所管する事項を除き</u>、混成競技および混成競技における各競技の運営を管轄する。</p>
	125 -5	<p>5. 審判長は競技者にあるまじき行為、下品な行為をした競技者や第 144 条 . . . に違反があった競技者に警告を与えたり、当該競技から除外する権限を持つ。 . . .</p> <p>当該審判長は競技場所や . . . ふさわしくない行為や不適切な行為をしたり、競技者に競技規則に違反した助力を行った場合、(競技会ディレクターがいる場合は相談の上) 警告を与え、除外することができる。</p> <p>〔注意〕</p> <p>i 審判長は十分な根拠のある状況では警告なしで競技者を除外する事ができる。 〔参照 第 144 条 2〕</p> <p>iii 本条に基づき当該競技者を当該競技から除外する際は、 . . . 直ぐにレッドカードを提示するべきである。</p> <p>iv 一度目の警告に気付かないで . . . 。審判長は直ちに当該競技者、もしくは所属チームに対して除外通知を行わなければならない。</p>	<p>5. 審判長は競技者にあるまじき行為、下品な行為をした競技者や<u>リレー・チーム</u>、第 144 条、 . . . に違反があった競技者や<u>リレー・チーム</u>に警告を与えたり、当該競技から除外<u>したり</u>する権限を持つ。 . . .</p> <p>当該審判長は競技場所や . . . ふさわしくない行為や不適切な行為をしたり、競技者に競技規則に違反した助力を行ったりした<u>場合</u>、(競技会ディレクターがいる場合は相談の上) 警告を与え、除外することができる。</p> <p>〔注意〕</p> <p>i 審判長は十分な根拠のある状況では警告なしで競技者や<u>リレー・チーム</u>を除外する事ができる。 〔参照 第 144 条 2〕</p> <p>iii 本条に基づき当該競技者や<u>リレー・チーム</u>を当該競技から除外する際は、 . . . 直ぐにレッドカードを提示するべきである。</p> <p>iv 一度目の警告に気付かないで . . . 。審判長は直ちに当該競技者や<u>リレー・チーム</u>、もしくは所属チームに対して除外通知を行わなければならない。</p>
174	129 -2	<p>第 129 条 スタートコーディネーターとスターターおよびリコーラー</p> <p>2. スターターはスタート地点における競技者を完全に統括する。クラウチング・スタートで行わ</p>	<p>第 129 条 スタートコーディネーターとスターターおよびリコーラー</p> <p>2. スターターは<u>全ての競技者にとって公平で公正なスタートを保証することに責任を持ち</u>、ス</p>

177	132 -1	<p>れる種目の判定を補助するためにスタート・インフォメーション・システムが使用される場合には、第 162 条 6 が適用される。</p> <p>第 132 条 記録・情報処理員、テクニカル・インフォメーション・センター (T I C) 〔参照 第 125 条 6、第 134 条〕</p>	<p>スタート地点における競技者を完全に統括する。クラウチング・スタートで行われる種目の判定を補助するためにスタート・インフォメーション・システムが使用される場合には、第 162 条 6 が適用される。</p> <p>第 132 条 記録・情報処理員、テクニカル・インフォメーション・センター (T I C) 〔参照 第 134 条、第 138 条〕</p>
181	135	<p>第 135 条 計測員 (科学) ・・・ 計測員 (科学) は計測装置が正しく作動することを確認するために、その競技種目の開始前と終了後に、審判長の監督の下で複数の審判員による検査済の鋼鉄製巻尺の測定結果と一致するよう一連の計測を管理する。確認作業に関わった全員の署名を付した適合確認書を作成し、成績表に添付する。</p>	<p>第 135 条 計測員 (科学) ・・・ 計測員 (科学) は計測装置が正しく作動することを確認するために、その競技種目の開始前に、審判長の監督の下で複数の審判員による検査済の鋼鉄製巻尺の測定結果と一致するよう一連の計測を管理する。確認作業に関わった全員の署名を付した適合確認書を作成し、成績表に添付する。</p>
第 2 部 競技会一般規則			
185	141	<p>第 141 条 年齢と性別 この規則の下で行われる競技会は以下に示す年齢区分に分けてもよい。</p>	<p>第 141 条 年齢と性別 この規則の下で行われる競技会は以下に示す年齢区分に分けるか、<u>競技会規定に追加で定めたり、各国陸連が定めた区分によって分けたりすることができる。</u></p>
187	-4	<p>4. 法律上、男性として認められ、かつ I A A F 規則および諸規程の資格を有している者は、男性 (またはユニバーサル) の競技に出場する資格がある。</p> <p>5. 法律上、女性として認められ、かつ I A A F 規則及び諸規程の資格を有している者は、女性 (またはユニバーサル) の競技に出場する資格がある。</p> <p>6. 以下の事例に関する、女性競技への出場資格を定める諸規程はカウンスルが承認する。 (a) 男性から女性に性転換を行った (法律上認められた) 女性 (b) アンドロゲンが一定値以上の女性</p> <p>カウンスルが承認した 現行の諸規程に合致しない、あるいは拒否した競技者は競技に参加する資格を有しない</p>	<p>4. <u>生後から生涯を通じて常に男性として認められているか、第 141 条 6 (b) に該当し、WA 規則及び諸規程の資格を有している者は、男性 (またはユニバーサル) の競技に出場する資格がある。</u></p> <p>5. <u>生後から生涯を通じて常に女性として認められているか第 141 条 6 (a) に該当し、WA 規則及び諸規程の資格を有している者は、女性 (またはユニバーサル) の競技に出場する資格がある。</u></p> <p>6. 以下の資格を定める諸規程はカウンスルが承認する。 (a) <u>男性から女性に転換を行ったトランスジェンダーの男子競技への参加資格</u> (b) <u>女性から男性に転換を行ったトランスジェンダーの女子競技への参加資格</u> (c) <u>性分化疾患を持つ女性の女子競技への参加資格</u></p> <p>諸規程に合致しない、あるいは拒否した競技者は競技に参加する資格を有しない。</p>
189	142 -5	<p>第 142 条 申し込み 5. 第 142 条 4 による追加的な処分を受ける際や、招集所に示された指定時間 (第 138 条参照) に招集所にいない競技者は、以下の場合を除き、当該種目への参加から除外され、DNS として記録される。</p>	<p>第 142 条 申し込み 5. 第 142 条 4 による追加的な処分を受ける際や、招集所に示された指定時間 (第 136 条参照) に招集所にいない競技者は、以下の場合を除き、当該種目への参加から除外され、DNS として記録される。</p>

190	143 -1	<p>第 143 条 服装、競技用靴、ナンバーカード (ビブス)</p> <p>1. 〔国際〕 第 1 条 1(a)(b)(c)(f)(g) に該当・・・参加しなければならない。 この規定は、表彰式および競技場内ビクトリーランの際にも適用する。 競技者のベスト (上着) は前後同色が望ましい。</p> <p>〔国際・注意〕 当該主催団体は、競技者の上着の前後が同色であることの義務づけを競技注意事項等に明記してもよい。</p> <p>-2 競技用靴</p> <p>2. 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時靴を履く目的は、足の保護安定とグランドをしっかりと踏みつけるためである。しかしながら、<u>そのような靴は、使用者に不公平となる助力や利益を与えるようなものであってはならない。</u></p> <p>使用される靴はどのようなものであっても、陸上競技の普遍的精神に合致し合理的かつ無理なく入手できるものでなくてはならない。</p> <p>〔注意〕</p> <p>i 競技規則の一般原則に沿った範囲内であれば、個々の競技者に合わせて靴を改良することが認められる。</p> <p>ii 競技会で使用される靴が競技規則や陸上競技の精神に反しているとの証拠が IAAF に提出されたら、その靴は検査対象となり、違反が認められれば競技会での使用が禁止される。</p>	<p>第 143 条 服装、競技用靴、アスリートビブス</p> <p>1. 〔国際〕 第 1 条 1(a)(b)(c)(f)(g) に該当・・・参加しなければならない。 この規定は、表彰式および競技場内ビクトリーランの際にも適用する。</p> <p>〔注意〕 本条は独特のヘアスタイルで参加している競技者を含め、「審判員の視界を妨げる懸念がある」との観点から広く解釈されるべきである。</p> <p>競技用靴</p> <p>2. 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時靴を履く目的は、足の保護安定とグランドをしっかりと踏みつけるためである。<u>靴は競技者に不公平となる助力や利益を与えるようなものであってはならない。</u></p> <p>靴はどのようなものであっても、陸上競技の普遍的精神に合致し合理的かつ無理なく入手できるものでなくてはならない。</p> <p><u>この要件を満たすため、2020 年 4 月 30 日以降に販売される靴はいかなるものであっても、当該競技会の少なくとも 4 か月前には店舗またはオンラインショップ等で市販され、どの競技者でも購入が可能になっていなければ競技会では使用できない。この要件を満たさない靴はすべて試作品とみなされ、競技会では使用できない。</u></p> <p><u>(a) 本項に定められた基準を満たす靴を医療上の理由や芸術美的な観点から、個々の競技者に合わせて改良することは認められる。個々の競技者の足や要望に合わせて作られた靴は認められない。</u></p> <p><u>(b) WA はある種の靴または特定の技術が競技規則とその精神に反している可能性があると考えられる理由がある場合、詳細な調査のために靴または技術について問い合わせることができ、調査結果が判明するまではそのような靴または技術の使用を禁止することができる。</u></p> <p>〔注意〕</p> <p><u>i 競技者がそれまでに国際競技会で使用したことの無い靴を履くことを検討する場合、国際競技会の少なくとも 4 か月前に、競技者 (またはその代理人) は WA に対して、当該靴の仕様 (サイズ、寸法、ソール厚、構造など)、使用する新しい靴を何らかの方法で改良しているかどうかの確認、新しい靴の店舗またはオンラインショップでの市販状況等入手可能性に関する情報を提供しなければならない。この情報を確認した後、WA はさらに調査するために、靴のサンプルを製造元から提出するよう求めることができる。靴のさらなる調査が必要な場合、WA は合理的な努力を尽くして、可能な限り早く検査を完了する (可能であれば、WA が靴を受け取ってから 30 日以内)。</u></p>
-----	-----------	---	--

191	143	<p>4. [注意] トラックの表面は、本条で認められるスパイクの使用が可能なものでなければならない。</p> <p>-5 靴底と踵 5. 靴底または踵には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあってもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。 走高跳と走幅跳における靴底の厚さは 13 mm 以内、走高跳の踵は 19 mm 以内でなければならない。その他の種目における靴底と踵はどのような厚さでもさしつかえない。</p> <p>[注意] <u>靴底と踵の厚さは、靴の内部にある靴底の最上部と靴の外部にある靴底の最下部で計測され、これには前述の構造、または取り外し可能な中敷も含まれる。</u></p>	<p>4. [注意] i. <u>トラックの表面は、本条で認められるスパイクの使用が可能なものでなければならない。</u> ii. <u>クロスカントリーでは、競技会規定や技術代表によって、地面の状態によりスパイクのサイズを長くすることができる。</u></p> <p>靴底と踵 5. 靴底または踵には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあってもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。 走高跳と走幅跳における靴底の厚さは 13 mm 以内、走高跳の踵の厚さは 19 mm 以内でなければならない。<u>本条 13 項により、その他の種目における靴底と踵はどのような厚さでもさしつかえない。</u></p> <p>[注意] i. <u>靴底の厚さは、靴を履いていない状態で、前先の中心と踵の中心を、靴の内部にある靴底の最上部と靴の外部で地面に接する下面の間の距離として測定する。これには前述の構造、いかなる種類または形態の取り外し可能な中敷や用具や挿入物を含む。下図 (a) 参照。</u></p>  <p>ii. 前足の中心は、靴の内部の長さの 75% にある靴の中心点とする。踵の中心は、靴の内部の長さの 12% にある靴の中心点とする。下図 (b) 参照。 標準的な事例としてユニセックスサイズ 42 (EUR) (=26cm) の場合、前足の中心は靴の内側の背面から約 203mm の位置であり、踵の中心は靴の内側の背面から約 32mm の位置である。</p>  <p>iii. 本条で規定している靴底の最大厚は、標準的な事例としてユニセックスサイズ 42 (EUR) (=26cm) の靴底の厚さに基づいている。WA は標準的なサイズを超える靴には、同じメーカーと同じモデルの靴であっても標準サンプルサイズの靴よりも、わずかに靴底が厚いものが含まれる可能性のあることを認</p>
-----	-----	---	--

192	<p>-6 競技用靴への仕掛け 6. 競技者は、・・・仕掛けをしてはならない。</p> <p>-7 ナンバーカード (ビブス) 7. 競技者は、競技中、胸と背にはっきり見えるように2枚の<u>ナンバーカード (ビブス)</u>をつけなければならない。跳躍競技の競技者は、背または胸につけるだけでもよい。<u>ナンバーカード (ビブス)</u>は、通常はプログラムに記載のものと同じ<u>ナンバー</u>でなければならない。競技の時トレーニングシャツを着る時は、同じ方法でその上につけなければならない。 <u>ナンバーカード (ビブス)</u>の一部または全部に、数字の代わりに競技者の名前またはその他の適切な識別記号を記載することが認められる。番号を記載する場合は、スタートリストもしくはプログラム上で各競技者に割り振られた番号を記載する。 8. いかなる競技会であろうと、競技者が自分の<u>ナンバーカード (ビブス)</u>その他の標識を着用せずに参加することは一切認められない。 9. <u>ナンバーカード (ビブス)</u>は配布された形で着用しなければならず、切ったり折り畳んだりあるいはいかなる方法でも見えなくしてはならない。<u>長距離種目</u>においては、風通しをよくするために<u>ナンバーカード (ビブス)</u>に穴をあけてもよいが、文字や数字の部分に穴があってはならない。 10. 写真判定装置を使用する競技会において、主催者は競技者のショーツまたは下半身の横に粘着性の腰ナンバー標識をつけさせることができる。 〔国内〕 i <u>ナンバーカード (ビブス)</u>は、各人に4枚を交付することが望ましい。 ii <u>ナンバーカード (ビブス)</u>の大きさは、横24 cm以内×縦20 cm以内とし、数字の大きさは縦最低6 cm～最高10 cmとする。腰ナンバー標識は18 cm×12 cmを標準とする。 iii <u>ナンバーカード (ビブス)</u>上部の広告(スポンサー名)は、縦6 cm以内、横24 cm以内とする。 iv <u>ナンバーカード (ビブス)</u>の広告は、男女別に分けることができる。 v <u>ナンバーカード (ビブス)</u>の下部の大会名は、縦4 cm以内とする。 vi <u>ナンバーカード (ビブス)</u>の広告を含め、競技者が<u>ナンバーカード (ビブス)</u>を切ったり、曲げたり、文字を隠したりした時は、出場停止にすることができる。</p> <p>(新規追加)</p>	<p>識している。このようなわずかな厚みの差は、これらの規則が遵守されているかを確認するという目的においてはこだわらない。</p> <p>競技用靴への仕掛け 6. 競技者は、・・・仕掛けをしてはならない。</p> <p>アスリートビブス (ビブス) 7. 競技者は、競技中、胸と背にはっきり見えるように2枚の<u>アスリートビブス (ビブス)</u>をつけなければならない。跳躍競技の競技者は、背または胸につけるだけでもよい。<u>アスリートビブス (ビブス)</u>は、通常はプログラムに記載のものと同じ<u>番号</u>でなければならない。競技の時トレーニングシャツを着る時は、同じ方法でその上につけなければならない。 <u>アスリートビブス (ビブス)</u>の一部または全部に、数字の代わりに競技者の名前またはその他の適切な識別記号を記載することが認められる。番号を記載する場合は、スタートリストもしくはプログラム上で各競技者に割り振られた番号を記載する。 8. いかなる競技会であろうと、競技者が自分の<u>アスリートビブス (ビブス)</u>その他の標識を着用せずに参加することは一切認められない。 9. <u>アスリートビブス (ビブス)</u>は配布された形で着用しなければならず、切ったり折り畳んだりあるいはいかなる方法でも見えなくしてはならない。<u>10,000m以上の競走・競歩競技</u>においては、風通しをよくするために<u>アスリートビブス (ビブス)</u>に穴をあけてもよいが、文字や数字の部分に穴があってはならない。 10. 写真判定装置を使用する競技会において、主催者は競技者のショーツまたは下半身の横に粘着性の腰ナンバー標識をつけさせることができる。 〔国内〕 i <u>アスリートビブス (ビブス)</u>は、各人に4枚を交付することが望ましい。 ii <u>アスリートビブス (ビブス)</u>の大きさは、横24cm以内×縦20cm以内とし、数字の大きさは縦最低6cm～最高10cmとする。腰ナンバー標識は18cm×12cmを標準とする。 iii <u>アスリートビブス (ビブス)</u>上部の広告(スポンサー名)は、縦6cm以内、横24cm以内とする。 iv <u>アスリートビブス (ビブス)</u>の広告は、男女別に分けることができる。 v <u>アスリートビブス (ビブス)</u>の下部の大会名は、縦4 cm以内とする。 vi <u>アスリートビブス (ビブス)</u>の広告を含め、競技者が<u>アスリートビブス (ビブス)</u>を切ったり、曲げたり、文字を隠したりした時は、出場停止にすることができる。</p> <p>不適合 12. <u>WAによる更なる調査のため、審判長は競技者の使用している靴が競技規則とその精神を遵守していないと疑義を抱いた時には、試技終了時に競技者に対してその靴の提出を求め</u></p>
-----	--	--

			<p>ることができ、競技者は直ちに審判長へ靴を引き渡さなければならない。但し、競技者が使用している靴が競技規則とその精神を遵守していないことがあらかじめ明らかにされている場合には、審判長は直ちに本条第 11 項に従って当該競技者を失格としなければならない。</p> <p>本規則により靴が審判長に引き渡された後、当該競技者がその種目のその後のラウンドを継続する場合やその競技会での他の種目に出場する場合、審判長は当該競技者がそれぞれの種目で使用する靴が、規則に適合しているか確認しなければならない。</p> <p>競技中に競技者が使用する靴をどのように、いつ、どのような条件で入手できるかは、審判長の裁量による。</p> <p>猶予</p> <p>13. <u>WA による書面での追加通知があるまで、競技会で使用される靴は以下の通りとする。</u></p> <p>(a) <u>本項 (b) が遵守され、靴の全長または靴の長さの一部のみかどうにかかわらず、炭素繊維または同様の特性を持つ、または同様の効果をもたらす別の材料で作られた複数の剛性プレートまたはブレードを含んではならない。</u></p> <p>(b) <u>スパイクを靴の外側下面に取り付ける場合にのみ、1つの剛性プレートまたは他の機構を追加することができる。</u></p> <p>(c) <u>靴底は最大厚さ 40mm 以下でなければならない (スパイクを含む靴は、靴底の厚さは最大 30mm 以下でなければならない)。</u></p> <p><u>[注意]</u></p> <p>i. <u>靴底の厚さの測定については本条 5 項参照。</u></p> <p>ii. <u>本項(a)の「1つの剛性プレートまたはブレード」は、複数のパーツで構成される場合があるが、それらのパーツは、平行ではなく (例: 個々のパーツは互いに上に積み重ねない)、1つの平面に連続して配置しなければならない。</u></p>
195	144 -3	<p>第 144 条 競技者に対する助力</p> <p>3.</p> <p>(b) ビデオ装置、レコーダー、ラジオ、CD、トランシーバーや携帯電話もしくは類似の機器を競技区域内で所持または使用すること。</p>	<p>第 144 条 競技者に対する助力</p> <p>3.</p> <p>(b) ビデオ装置、レコーダー、ラジオ、CDプレーヤー、トランシーバーや携帯電話もしくはそれらに類似した機器を競技区域内で所持または使用すること。</p>
196	-4	<p>4. この規則の目的から下記については、助力とはみなされず許可する。</p> <p>(e) フィールド種目に出場している競技者が、当該競技者に代わり競技区域 (第 144 条 1 の注意参照) の外にいる者によって録画されたそれ以前の試技の映像を見ること。その録画再生機器や録画映像を競技区域内に持ち込むことは認められない。</p>	<p>4. この規則の目的から下記については、助力とはみなされず許可する。</p> <p>(e) フィールド種目に出場している競技者が、当該競技者に代わり競技区域 (第 144 条 1 <u>[注意]</u>参照) の外にいる者によって録画されたそれ以前の試技の映像を見ること。その録画再生機器や録画映像を競技区域内に持ち込むことは認められない。</p> <p>(f) 指定された場所で、あるいは審判長が認めた場合に渡す帽子、手袋、靴や衣類。</p>

197	145 -3	<p>第 145 条 失格</p> <p>3. 違反が重大であるとみなされた場合は、総務は不適格行為として本連盟に報告しなければならない。</p> <p>(追加・項番変更)</p>	<p><u>(g) 競技役員や主催者によって任命された者による、立ち上がり医療支援を受けたりするための身体的な手助け。</u></p> <p><u>(h) 電子掲示や類似の器具によって、関連する記録も含め、競技の経過時間の提示。</u></p> <p>第 145 条 失格</p> <p>3. <u>リレー・チームが第 125 条 5 により競技から除外処分を受けた場合、そのチームは当該競技会では失格としなければならない。除外処分を受ける前のラウンドまでの記録は有効とする。この失格は当該リレー種目のみに適用されるもので、個々の選手は当該大会の混成競技の個別種目への出場やリレー以外の個別種目への出場、リレー・チームもその後に行なわれる他のリレー種目への出場が妨げられるものではない。</u></p> <p>4. 違反が重大であるとみなされた場合は、総務は不適格行為として本連盟に報告しなければならない。</p>
199	146 -4	<p>第 146 条 抗議と上訴</p> <p>4. <u>〔国際〕トラック種目で、</u></p> <p><u>(b) レース後の抗議は、・・・のみ行うことができる。抗議が認められる場合、当該不正スタートまたは本来スタート中止を招くはずだった行為を行い、第 162 条 5、第 162 条 6、第 162 条 7、第 200 条 8(c)の警告または失格の対象となった競技者は、レース後であっても警告または失格処分を受ける。警告または失格処分・・・場合は再レースを行う。</u></p> <p>(〔国際〕追加)</p>	<p>第 146 条 抗議と上訴</p> <p>4. <u>〔国際〕トラック種目で、</u></p> <p><u>(b) レース後の抗議は、・・・のみ行うことができる。抗議が認められる場合、当該不正スタートまたは本来スタート中止を招くはずだった行為を行い、第 162 条 5、第 162 条 7、第 162 条 8、第 200 条 8(c)の警告または失格の対象となった競技者は、レース後であっても警告または失格処分を受ける。警告または失格処分・・・場合は再レースを行う。</u></p> <p><u>(d) レースを終了しなかった競技者またはチームによって、あるいはそれらに代わって関係者から抗議がなされた場合、審判長は最初に、当該競技者またはチームがその競技会で当該抗議以外の他の事由によって失格となっていないか確認しなければならない。失格となっている場合は、その抗議は却下されなければならない。</u></p>
201	146 -6	<p>6.</p> <p>(〔国際〕追加)</p>	<p>6.</p> <p><u>〔国際〕フィールド競技において、口頭抗議が認められるか認められないにかかわらず、抗議中として競技を行なった競技者がいて、抗議が認められれば競技を続けることができないはずの別の競技者も競技を続けることが認められた場合、抗議中扱いの競技者の記録が裁定によって有効になったとしても、競技継続が認められた競技者の記録や最終成績は有効となる。</u></p>
203	147 -2	<p>第 147 条 男女混合の競技</p> <p>2. 第 147 条 1 以外のその他の競技会で競技場内のみで行う競技では、男女混合の種目は通常では認めない。しかしながら、第 1 条 1(a)~(h) 以外の競技会において、<u>フィールド競技および 5,000m 以上の競走(歩)における場内の混合競技を認めることがある。</u></p> <p>〔注意〕</p>	<p>第 147 条 男女混合の競技</p> <p>2. 第 147 条 1 以外のその他の競技会で競技場内のみで行う競技では、男女混合の種目は通常では認めない。しかしながら、第 1 条 1(a)~(c)(f) 以外の競技会においては、以下の混合競技を認めることがある。第 1 条 1 (d)(e)(g)~(j)の競技会では、常にフィールド競技と以下(a)に述べる状況であれば、所管する地域陸連の特別な許可により混合競技を認める。</p>

206	149 -3	<p>i フィールド競技において男女混合競技が行われる場合は、記録用紙は個別に作成され、結果は各性別に発表される。レース種目については、結果発表の際に男女の別を表示する。</p> <p>ii 本条項によりトラック競技で認められる男女混合競技は、男女のいずれかまたは男女ともに男女別に競技を実施するのに十分な人数がそろわず、男女別々での実施が非効率的である場合に限る。</p> <p>iii トラックにおける男女混合競技では、いかなる場合でも、他の性別の競技者がペースメイクをしたり、助力をしたりするような行為は許されない。</p> <p>〔国際〕 第1条 1(i),(j)の競技会では、混合競技は所管する地域陸連の特別な許可があれば認める。</p> <p>(〔国内〕 追加)</p> <p>第149条 記録の有効性</p> <p>3. 予選ラウンドで達成された記録、走高跳と棒高跳の1位決定戦の記録、第125条7、第146条4(b)、第163条2、第180条20の規定により、審判長が再試技(再レース)と判断した競技(レース)の全部または一部の記録、混成競技で競技者が全種目で競技したか否かに関係なく・・・有効なものとして扱われる。</p>	<p>(a) <u>競技場内で行う5000m以上の競技で、男女のいずれかまたは男女ともに男女別に競技を実施するのに十分な人数がそろわず、男女別々での実施が非効率的である場合。競技結果には男女の別を表示しなければならない。こうした競技では、いかなる場合でも、他の性別の競技者がペースメイクをしたり、助力をしたりするような行為は許されない。</u></p> <p>(b) <u>フィールド競技では、男女が同時に同じ場所で同じ種目を行うことができる。その際には、記録用紙は男女別々に作成しなければならない。男女混合で同一種目を行う場合、各ラウンドは一つの性別の競技者全員を先に行ないその後、別の性別の競技者全員が行うことも、それぞれの性別の競技者が交互に行うこともできる。第180条17(試技時間)の目的から、男子・女子に分けてではなく、全競技者の人数で試技時間を考えなければならない。高さを競う跳躍競技が男女混合として一か所で行われる場合には、事前に公表されている当該競技全体に適用されるバーの上げ幅も含めて、第181条～第183条は厳格に適用されなければならない。</u></p> <p><u>〔国内〕 男女のいずれかが8名以内で男女の合計が30名以内の場合にのみ、混合で実施することを認める。</u></p> <p>第149条 記録の有効性</p> <p>3. 予選ラウンドで達成された記録、走高跳と棒高跳の1位決定戦の記録、第125条7、第146条4(b)、第163条2、第180条20の規定により、審判長が再試技(再レース)と判断した競技(レース)の全部または一部の記録、<u>第230条7(C)により失格とならなかつた競技者の記録、混成競技で競技者が全種目で競技したか否かに関係なく・・・有効なものとして扱われる。</u></p>
第3部 トラック競技			
198	162 -3	<p>第162条 スタート</p> <p>3. 400mまでのレース・・・後方の位置につく。両手と少なくとも片膝がグラウンドに、両足はスターティング・ブロックと接触していなければならない。「Set(用意)」の合図で・・・。</p>	<p>第162条 スタート</p> <p>3. 400mまでのレース・・・後方の位置につく。両手と少なくとも片膝がグラウンドに、両足はスターティング・ブロックの<u>フットプレート</u>と接触していなければならない。「Set(用意)」の合図で・・・。</p>
217	-5	<p>〔国内〕本連盟主催・共催大会以外の競技会では、主催者が本条項(第162条5)を適用するか否かを定めることができる。</p> <p>本条項を適用しない場合、当該競技会でのスタート時の不適切行為の取扱方法を競技注意事項等に明記する。この場合、主催者は(a)(b)(c)の不適切行為を注意にとどめることも、警告対象として2枚のイエローカードの提示を受けた競技者について当該種目のみを失格とし、それ以後のすべての種目から除外しないとすることもできる。</p>	<p>(削除)</p>

219	-7	<p>但し、(a)(b)(c)の不適切行為が繰り返し行われたり、悪質なものは第125条5および第145条2を適用する。</p> <p>7. 競技者は、最終の用意の姿勢をとった後、信号器の発射音を聞くまでスタート動作を開始してはならない。競技者が少しでも早く動作を開始したとスターター（あるいはリコーダー、第129条6参照）が判断したときは、不正スタートとなる。</p> <p>[注意]</p> <p>i 結果的にスターティング・ブロックのフットプレートから足が離れようとしていない、あるいは地面から手が離れようとしていない動作は、スタート動作の開始とみなさない。そのような事例は、警告または失格処分の対象になる場合がある。</p> <p>但し、スターターが信号器の発射音の前に、ある競技者が静止せずに（動き始めて止まらず、）スタート動作が開始されたと判断したら、不正スタートと判断しなくてはならない。</p> <p>ii 立位（スタンディング・ポジション）でスタートする競技者の方がバランスを崩しやすいため、偶発的に動いてしまったと考えられる場合、そのスタートは「ふらつき」と見なされ不正スタートの対象として扱われるべきではない。スタート前に突いたり押されたりしてスタートラインの前に出てしまった競技者は、不正スタートとして罰せられるべきではない。そのような妨害を引き起こした競技者は、第162条5の警告または失格処分の対象になる場合がある。</p>	<p>7. 競技者は、最終の用意の姿勢をとった後、信号器の発射音を聞くまでスタートを開始してはならない。競技者が少しでも早く動作を開始したとスターター（第129条6を適用することを含む）が判断したときは、不正スタートとなる。<u>スタートの開始とは以下のように定義される。</u></p> <p><u>(a) クラウチング・スタートの場合、結果的にスターティング・ブロックのフットプレートから片足または両足が離れようとしている、あるいは地面から片手または両手が離れようとしているあらゆる動作</u></p> <p><u>(b) スタンディング・スタートの場合、片足または両足が地面から離れようとする結果になるあらゆる動作</u></p> <p><u>もしスターターが信号器の発射音の前に、ある競技者が動き始めて止まらずにスタートの開始に結び付く動きを開始したと判断した場合も不正スタートと判断しなくてはならない。</u></p> <p>[注意]</p> <p>i <u>競技者による上記(a)(b)以外のあらゆる動きはスタート動作の開始とみなさない。但し、そのような動作は、不正スタート以外での警告または失格処分の対象になる場合がある。</u></p> <p>ii 立位（スタンディング・ポジション）でスタートする競技者の方がバランスを崩しやすいため、偶発的に動いてしまったと考えられる場合、そのスタートは「ふらつき」と見なされ不正スタートの対象として扱われるべきではない。スタート前に突いたり押されたりしてスタートラインの前に出てしまった競技者は、不正スタートとして罰せられるべきではない。そのような妨害を引き起こした競技者は、警告または失格処分の対象になる場合がある。</p>
222	163 -1 -2	<p>第163条 レース</p> <p>1. 〔国内〕直線競走（100m、100mハードル、110mハードル）で逆走することは認めない。ただし、公式に計測された競技場において、かつ審判の諸設備が整っている場合はこの限りではない。</p> <p>2. 〔注意〕悪質な場合は第145条2を適用することができる。</p>	<p>第163条 レース</p> <p>1. <u>〔国内〕直線競走（100m、100mハードル、110mハードル）を逆走で競技を行う時は、公式に計測された競技場において、かつ審判の諸設備が整っている場合に限る。</u></p> <p>2. <u>〔注意〕悪質な場合は第125条5、第145条2を適用することができる。</u></p>

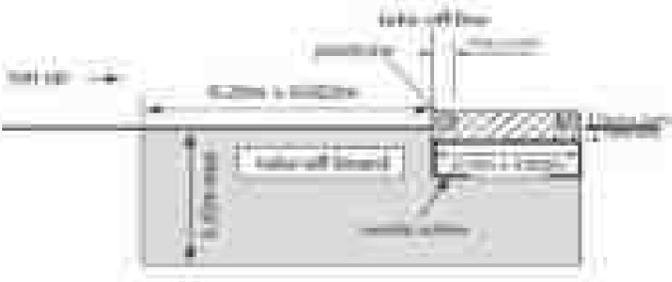
223	-3	3. …。 第 163 条 4 を除き、競技者が本規則に違反し、審判長が審判員か監察員の報告に同意した場合は、その競技者は失格となる。	3. …。 第 163 条 4 を除き、競技者が本規則に違反し、審判長が審判員か監察員の報告に同意した場合は、その競技者 <u>またはリレーチーム</u> は失格となる
	-4	4. …。 実質的な利益を得たと判定された場合、その競技者は失格となる。	4. …。 実質的な利益を得たと判定された場合、その競技者 <u>またはリレーチーム</u> は失格となる。
227	-6	6. レース中に自らの意思でトラックを離れた競技者は、そのレースを継続することを認められず、完走しなかったものとして記録されるものとする。いったんトラックを離れた競技者がレースに戻ろうとした場合、審判長により失格が宣言されるものとする	6. <u>第 170 条 6(c)を遵守している場合を除き</u> 、レース中に自らの意思でトラックを離れた競技者は、そのレースを継続することを認められず、完走しなかったものとして記録されるものとする。いったんトラックを離れた競技者がレースに戻ろうとした場合、審判長により失格が宣言されるものとする。
231	-7	7. 〔注意〕悪質な場合は第 145 条 2 を適用することができる。	7. 〔注意〕悪質な場合は <u>第 125 条 5</u> 、第 145 条 2 を適用することができる。
228	-14	14. 途中時間や予想優勝時間は、公式にアナウンスまたは表示することができる。審判長より事前に承認を得ない限り、いかなる者も競技区域内で、時間を競技者に知らせてはならない。そのような許可が与えられるのは、 レースに参加している競技者全員が途中時間を知ることができるような地点や環境下に競技者が視認できる時間表示がない場合に限定される。	14. 途中時間や予想優勝時間は、公式にアナウンスまたは表示することができる。 <u>2 か所までの指定された場所で時間を読み上げることができる各一名を、許可あるいは指名できる審判長から</u> 事前に承認を得ない限り、いかなる者も競技区域内で、時間を競技者に知らせてはならない。
229	-15	15. (c) 競技者が医学的理由または競技役員のご出なければならない。 (追加・項番修正)	15. <u>(c)競技者はいつでも、スタート地点や主催者が設置した供給所で受取った水や飲食物を手についたり身体につけたりして持ち運んでもよい。</u> <u>(d) 競技者が医学的理由または競技役員のご出なければならない。</u>
231	165 -1	第 165 条 計時と写真判定 1. 公式の計時方法として、… 尚、トランスポンダーシステムによる計時は第 230 条 (競歩競技：競技場内で完全に実施されないレース)、第 240 条 (道路競走)、第 250 条 (クロスカントリー競走) <u>そして第 251 条 (マウンテンレース)、第 252 条 (トレイルレース) に限定する。</u>	第 165 条 計時と写真判定 1. 公式の計時方法として、… 尚、トランスポンダーシステムによる計時は第 230 条 (競歩競技：競技場内で完全に実施されないレース)、第 240 条 (道路競走)、第 250 条 (クロスカントリー競走)、 <u>第 251 条 (マウンテンレースとトレイルレース) に限定する。</u>
232	-13	13. 本連盟が主催、共催する競技会、および本連盟が特に指定する競技会では、必ず写真判定システムを使用しなければならない。 〔国際〕どの競技会でも IAAF 競技規則に準拠した写真判定システムが使用されるべきである。 <u>〔国内〕 全部または一部が競技場外で行われるレースでは、写真判定システムを使用しなくてもよい。</u>	(削除) (移動) システム <u>〔国内〕本連盟が主催、共催する競技会、および本連盟が特に指定する競技会では、必ず写真判定システムを使用しなければならない。</u>

234	-18	<p>(項番修正)</p> <p>18. スタートとフィニッシュの両方ではなくいずれかのみで自動的に作動するシステムは、手動計時と写真判定システムのいずれでもないと見なされ、従って、公式タイムの計測には使用しない。この場合、・・・できる。</p>	<p>全部または一部が競技場外で行われるレースでは、写真判定システムを使用しなくてもよい。</p> <p>13. 写真判定システムは・・・</p> <p>14. カメラが正しく・・・</p> <p>15. 競技者の順位は・・・</p> <p>16. 当該システムは・・・</p> <p>17. <u>スタート時には自動的に作動しないがフィニッシュ時に自動的に作動するシステムは、第165条7項またはそれと同等の正確さで作動するのであれば、手動計時と見なす。</u>この場合、・・・できる。</p> <p>18. <u>スタート時には自動的に作動するがフィニッシュ時には自動的に作動しないシステムは、手動計時でも写真判定システムのどちらでもなく、公式な記録計測には使用できない。</u></p>																														
245	166 -8	<p>8. すべての予選では・・・方法に限る。 予選のレーン順はその組編成が確定後、抽選で決める。 〔国内〕 時間によってつぎのラウンドに出場資格が与えられるのは、写真判定システムを使用する競技会に限る。</p>	<p>8. すべての予選では・・・方法に限る。 予選のレーン順はその組編成が確定後、抽選で決める。 〔注意〕 <u>800m以上の距離で予選が行われる場合、時間により次ラウンドへの進出資格が与えられる競技者はごく少数とすることを推奨する。</u> 〔国内〕 時間によってつぎのラウンドに出場資格が与えられるのは、写真判定システムを使用する競技会に限る。</p>																														
248	167 -5 168 -1	<p>時間による最後の1枠が同順位</p> <p>第168条 ハードル競走</p> <p>1.</p> <p>(〔注釈〕追加)</p>	<p>時間による最後の1枠が同順位 (字体)</p> <p>第168条 ハードル競走</p> <p>1.</p> <p>〔注釈〕 <u>国体等で行われる JH (ジュニアハードル) ・少年共通男子、YH (ユースハードル) ・少年B女子は、つぎの規定によって実施する。尚、プログラムや記録申請時等の種目名は「ハードルの高さ/ハードル間の距離」で表記する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1207 1973 1921 2240"> <thead> <tr> <th></th> <th>距離</th> <th>高さ</th> <th>スタート～1台目</th> <th>ハードル間</th> <th>最後～フィニッシュ</th> </tr> <tr> <th></th> <th>m</th> <th>m</th> <th>m</th> <th>m</th> <th>m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男子 JH</td> <td>110</td> <td>0.991</td> <td>13.72</td> <td>9.14</td> <td>14.02</td> </tr> <tr> <td>YH</td> <td>110</td> <td>0.914</td> <td>13.72</td> <td>9.14</td> <td>14.02</td> </tr> <tr> <td>女子 YH</td> <td>100</td> <td>0.762</td> <td>13.00</td> <td>8.50</td> <td>10.50</td> </tr> </tbody> </table>		距離	高さ	スタート～1台目	ハードル間	最後～フィニッシュ		m	m	m	m	m	男子 JH	110	0.991	13.72	9.14	14.02	YH	110	0.914	13.72	9.14	14.02	女子 YH	100	0.762	13.00	8.50	10.50
	距離	高さ	スタート～1台目	ハードル間	最後～フィニッシュ																												
	m	m	m	m	m																												
男子 JH	110	0.991	13.72	9.14	14.02																												
YH	110	0.914	13.72	9.14	14.02																												
女子 YH	100	0.762	13.00	8.50	10.50																												
250	-6	<p>6. ハードル競走はレーンを走る。第163条4の場合を除いて、各競技者はスタートからフィニッシュまで自分に決められたレーンのハードルを越え、そのレーンを走らなくてはならない。そのレースの他の競技者に影響を与えず、168条7(a)に違反していなかったとしても、直接、間接を問わず、他のレーンのハードルを倒すか著しく移動させた場合は失格となる。</p>	<p>6. <u>ハードル競走はレーンを走る。各競技者はスタートからフィニッシュまで自分に決められたレーンのハードルを越え、そのレーンを走らなくてはならない。これに違反した場合は、第163条4が適用されない限りは失格となる。</u></p> <p>加えて競技者はつぎのことをすると失格となる。</p> <p>(a) <u>ハードルを越える瞬間に、足または脚がハードルをはみ出て(どちら側でも)バーの高さより低い位置を通ったとき。</u></p>																														

251	-7 -8 -9	<p>7. 各競技者はハードルを跳び越えなければならない。そうしない場合は失格となる。加えて競技者はつぎのことをすると失格となる。</p> <p>(a) ハードルを越える瞬間に、足または脚がハードルをはみ出て（どちら側でも）バーの高さより低い位置を通ったとき。</p> <p>(b) 故意に競技者がハードルを倒したと審判長が判断したとき。</p> <p>8. <u>第 168 条 6 および第 168 条 7(b)の・・・認められる。</u></p> <p>9. <u>全部のハードルが・・・公認されない。</u></p>	<p>(b) <u>手や体、振り上げ脚の上側で、いずれかのハードルを倒すか移動させたとき。</u></p> <p>(c) <u>直接間接を問わず、レース中に他の競技者に影響を与えたり妨害するような行為や他の規則に違反する行為で、自分のレーンやそのレースの他の競技者のレーンのハードルを倒したり移動させたとき。</u></p> <p>7. <u>第 168 条 6 および第 168 条 7 の・・・認められる。</u></p> <p>8. <u>〔国内〕全部のハードルが・・・公認されない。</u></p>
253	169 -3	<p>第 169 条 障害物競走</p> <p>3. <u>〔国内〕</u></p> <p>3. <u>3,000m競走では、競技者が混雑しないようにスタートラインから最初の障害物まで 7m 以上とする</u></p>	<p>第 169 条 障害物競走</p> <p>3. <u>〔国内〕</u></p> <p>3. <u>3,000m競走では、競技者が混雑しないようにスタートラインから最初の障害物まで 70m 以上とする</u></p>
255	-5	<p>5. <u>障害物の標準の高さは、男子が 914 mm(±3 mm) 女子が 762 mm(±3 mm)、幅は少なくとも 3m940 とする。障害物の最上部のバーと水濠に接した障害物の最上部のバーは 127 mmの正方形とする。</u></p> <p>(国内では当該規格での U18 カテゴリーの競技は実施せず)</p>	<p>5. <u>障害物の標準の高さは、男子が 914 mm(±3 mm) 女子が 762 mm(±3 mm)、幅は少なくとも 3m940 とする。障害物の最上部のバーと水濠に接した障害物の最上部のバーは 127 mmの正方形とする。</u></p> <p><u>〔国際〕障害物の標準の高さは、男子・U20 男子が 914 mm(±3 mm)、U18 男子が 838 mm(±3 mm)、女子が 762 mm(±3 mm)、幅は少なくとも 3m940 とする。障害物の最上部のバーと水濠に接した障害物の最上部のバーは 127 mmの正方形とする。(2020.4.1 から適用)</u></p>
256	-6	<p>6. <u>水濠は障害物を含めて、長さが 3m660(±20 mm)、幅が 3m660 (±20 mm) とする。</u></p> <p><u>水濠の底は、シューズを安全にしっかり受け止められるように、十分な厚さのマットか合成表面材でなければならない。障害物に接する側の水濠の水深は約 300 mmの長さにおたり 700 mmで、他の側でグラウンドと同一表面になるように底を均一に傾斜させる。スタート時の水濠の水面とトラックの表面の差は 20 mmを超えてはならない。</u></p> <p><u>〔注意〕水濠のトラック表面レベルからの水深は最深 700 mmから最浅 500 mmへと減じてよい。水濠の傾斜角度 (12.4°±1°) は図で示されているように変えることはない。新しく建設される水濠は、水深 500 mmとする。</u></p>	<p>6. <u>水濠は障害物を含めて、長さが 3m660(±20 mm)、幅が 3m660 (±20 mm) とする。</u></p> <p><u>水濠の底は、シューズを安全にしっかり受け止められるように、十分な厚さのマットか合成表面材でなければならない。スタート時の水濠の水面とトラックの表面の差は 20 mmを超えてはならない。</u></p> <p><u>〔国内〕障害物に接する側の水濠の水深は 500 mm (±50 mm)とし、他の側でグラウンドと同一表面になるように底を 12.4° (±1°)均一に上向きに傾斜させる。水深は 700 mmから 500 mmへと減じる。</u></p> <p><u>〔国際〕障害物に接する側の水濠の水深は進行方向に約 1m200 mmにおたり 500 mm(±50 mm)とし、他の側でグラウンドと同一表面になるように底を 12.4° (±1°)均一に上向きに傾斜させる。</u></p> <p><u>〔注意〕2018～2019 年度の競技規則で定められた規格で作られたものは有効とする。</u></p>
259	170 -4	<p>第 170 条 リレー競走</p> <p>4. <u>〔注意〕悪質な場合、第 145 条 2 を適用することができる。</u></p>	<p>第 170 条 リレー競走</p> <p>4. <u>〔注意〕悪質な場合は第 125 条 5、第 145 条 2 を適用することができる。</u></p>
260	-7	<p>(新規追加)</p>	<p><u>〔注釈〕バトンパスが開始され、バトンパスが完了していない状態でバトンを落とした場合には、バトンは渡し手（前走者）が拾わなくてはならない。バトンパスが完了し、受け手（後走者）</u></p>

			が唯一の保持者となった後にバトン落としたら、受け手が拾わなくてはならない。
第4部 フィールド競技			
266	180 -3	第180条 総則—フィールド競技 3. 〔注意〕悪質な場合、第145条2を適用することができる。	第180条 総則—フィールド競技 3. 〔注意〕悪質な場合は第125条5、第145条2を適用することができる。
268	180 -6	6. (新規追加)	6.〔注意〕iv 各加盟団体は4回目以降の試技順について、どのラウンドであっても、再度、変更することができる。
272	-17	17. 〔注意〕 ii 走高跳と棒高跳の場合、試技時間の変更は(同じ高さで先に試技をした競技者が競技を終え、人数が減っても)バーが新しい高さに上げられるまで適用しない。ただし例外として連続試技となるときには定められた時間を適用する。 他のフィールド競技では、 <u>連続試技で定められた時間を除き、制限時間の変更はできない。</u>	17. 〔注意〕 ii 走高跳と棒高跳の場合、試技時間の変更は(同じ高さで先に試技をした競技者が競技を終え、人数が減っても)連続試技である場合を除き、バーが新しい高さに上げられるまで適用しない。ただし例外として連続試技となるときには定められた時間を適用する。 他のフィールド競技では、 <u>連続試技である場合を除き、制限時間の変更はできない。</u>
276	181 -6	第181条 総則—垂直跳躍 6. バーを新しい高さに上げた時には、競技者が試技を開始する前にその高さを計測する。記録(世界記録、日本記録(屋外・室内/シニア・ジュニア))への挑戦の際、・・・ならない。	第181条 総則—垂直跳躍 6. バーを新しい高さに上げた時には、競技者が試技を開始する前にその高さを計測する。 <u>バーを交換した時は、再計測しなければならない。</u> 記録(世界記録、日本記録(屋外・室内/シニア・ジュニア))への挑戦の際、・・・ならない
280	182 -4	第182条 走高跳 4. 〔国際〕 <u>支柱間の中間点を中心とし、第182条3で明記されている必要最小限の半径を満たした半円部内での助走路と踏切地点の最後の15mの最大許容傾斜度は、下方に250分の1(0.4%)を超えてはならない。</u> <u>着地場所は競技者の助走が登り勾配となるように設置すべきである。</u>	第182条 走高跳 4. 〔国際〕 <u>支柱間の中間点を中心とし、第182条3で明記されている必要最小限の半径を満たした半円部内での助走路と踏切地点の最後の15mの最大許容傾斜度は、下方に167分の1(0.6%)を超えてはならない。</u> <u>着地場所は競技者の助走が登り勾配となるように設置すべきである。</u> 〔注意〕 <u>2018～2019年度の競技規則で定められた規格で作られたものは有効とする。</u> 〔国内〕 <u>最大許容傾斜度は、下方に250分の1(0.4%)を超えてはならない</u>
	182 -6	6. 支柱—支柱は、堅固であればどんな形でもさしつかえない。そして、それにはバーをしっかりと固定できるバー止がなければならない。	6. 支柱は、堅固であればどんな形でもさしつかえない。そして、それにはバーをしっかりと固定できるバー止がなければならない。
290	183 -12	第183条 棒高跳 12. 〔国際〕 <u>第1条1(a)(b)(c)(e)-(i)(f)に該当する競技会では、着地場所は、・・・。</u>	第183条 棒高跳 12. 〔国際〕 <u>第1条1(a)(b)(c)(e)(f)に該当する競技会では、着地場所は、・・・。</u>
292	184 -3	第184条 総則—水平跳躍踏切板 3. 踏切り地点を示すために助走路および砂場の表面と同じ高さに踏切板を埋める。踏切板の砂場に近い方の端を踏切線と呼ぶ。踏切線のすぐ先	第184条 総則—水平跳躍踏切板 3. 踏切り地点を示すために助走路および砂場の表面と同じ高さに踏切板を埋める。踏切板の砂場に近い方の端を踏切線と呼ぶ。踏切線のすぐ先

	<p>に、判定しやすいように粘土板を置かなければならない。</p> <p>4. 構造 — 踏切板は競技者の靴のスパイクがグリップし滑らない木または他の強固な材質で作られた直方体のもので長さ 1m220 (±10 mm)、幅 200 mm (±2 mm) で、厚さは 100 mm以内とする。踏切板は白色でなくてはならない。 <u>〔国際〕 踏切板の大きさは、長さ 1.22m±0.01m とする。</u></p> <p>5. 粘土板— 粘土板は幅 100 mm (±2 mm)、長さ 1m220 (±10 mm) の木あるいは他の材質の強固な板で作り、踏切板とは区別できる別の色でなければならない。可能な限り粘土も他の二つの色と区別できる色とする。粘土板は、砂場に近いう踏切板の縁の窪みに埋める。その表面は、踏切板の水平面から 7 mm (±1 mm) 盛り上がっていないなければならない。 <u>粘土板は、その長さに沿って 1 mmの厚さの粘土層で覆い、助走路に近い縁で 45 度の傾斜をつけるか、あるいは粘土を埋めた時は 45 度の傾斜がつくように隅を削り取る（図参照）。</u> <u>粘土板上部の踏切板に近い方の端約 10mmもまた全長に渡って粘土で覆う。</u></p> <p>窪みに粘土板が埋められた時は、全体が競技者の脚力を受け止めるのに十分固くなくてはならない。粘土板の表面は、競技者の靴のスパイク</p>	<p>に、判定しやすいように粘土板を置かなければならない。</p> <p>【〔国際〕 2020.11.1 から 〔国内〕 2021.4.1 から適用】</p> <p>3. 踏切り地点を示すために助走路および砂場の表面と同じ高さに踏切板 を埋める。踏切板の砂場に近い方の端を踏切線と呼ぶ。踏切線のすぐ先に、判定しやすいように粘土板を置くことができる。 <u>〔注意〕 助走路の踏切板部分にあらかじめ粘土板を設置するように施工されている場合、粘土板を使用しないのであれば、その窪みは埋める必要がある。</u> <u>〔国内〕 踏切り地点にビデオカメラやその他の技術を用いた機器が設置できない場合は、粘土板を置かなければならない。粘土板を使用しない場合は、粘土板を設置するように施工されている部分にはラバー等で窪みを埋める。</u></p> <p>4. 構造 — 踏切板は競技者の靴のスパイクがグリップし滑らない木または他の強固な材質で作られた直方体のもので長さ 1m220 (±10 mm)、幅 200 mm (±2 mm) で、厚さは 100 mm以内とする。踏切板は白色でなくてはならない。 <u>〔国際〕 踏切板の大きさは、長さ 1.22m±0.01m とする。</u></p> <p>【〔国際〕 2020.11.1 から 〔国内〕 2021.4.1 から適用】</p> <p>4. 構造 — 踏切板は競技者の靴のスパイクがグリップし滑らない木または他の強固な材質で作られた直方体のもので長さ 1m220 (±10 mm)、幅 200 mm (±2 mm) で、厚さは 100 mm以内とする。踏切板は白色でなくてはならない。<u>踏切線の位置を明確にし、踏切板と対比できるように、踏切線よりも着地場所側は白以外の色でなければならない。</u> <u>〔国際〕 踏切板の大きさは、長さ 1.22m±0.01 m とする。</u></p> <p>5. 粘土板は幅 100 mm (±2 mm)、長さ 1m220 (±10 mm) の木あるいは他の材質の強固な板で作り、踏切板とは区別できる別の色でなければならない。可能な限り粘土も他の二つの色と区別できる色とする。粘土板は、砂場に近いう踏切板の縁の窪みに埋める。その表面は、踏切板の水平面から 7 mm (±1 mm) 盛り上がっていないなければならない。 粘土板は、その長さに沿って 1 mmの厚さの粘土層で覆い、助走路に近い縁で 45 度の傾斜をつけるか、あるいは粘土を埋めた時は 45 度の傾斜がつくように隅を削り取る（図参照）。 粘土板上部の踏切板に近い方の端約 10 mmもまた全長に渡って粘土で覆う。</p> <p>窪みに粘土板が埋められた時は、全体が競技者の脚力を受け止めるのに十分固くなくてはならない。粘土板の表面は、競技者の靴のスパイク</p>
--	--	--

294	-8	<p>をしっかりと捕らえ、滑らない材質でなければならない。</p> <p>粘土の層は、競技者の足跡を除去するためにローラーあるいは適当な形のヘラで平らにならす。</p> <p>〔注意〕 足跡をならす間に競技が遅れないようにするため、予備の粘土板があれば好都合である。</p> <p>〔国際〕 粘土板の幅は0.10m±0.002m、長さ1.22m±0.01mとする。</p> <p>8. 長さを競う跳躍種目において、その距離は、cm未満の端数を切り捨てた <u>1cm</u> 単位で記録しなければならない。</p>	<p>をしっかりと捕らえ、滑らない材質でなければならない。</p> <p>粘土は、競技者の足跡を除去するためにローラーあるいは適当な形のヘラで平らにならす。</p> <p>〔注意〕 足跡をならす間に競技が遅れないようにするため、予備の粘土板があれば好都合である。</p> <p>〔国際〕 粘土板の幅は0.10m±0.002m、長さ1.22m±0.01mとする。</p> <p>【〔国際〕 2020.11.1 から 〔国内〕 2021.4.1 から適用】</p> <p><u>5. あらゆる競技会において、審判長が第185条1項を適用した判定を行うことを支援するために、ビデオカメラや他の技術を用いた機器を使用することができる。但し、こうした機器が使用できない場合は、粘土板を使用することができる。</u></p> <p>粘土板は幅100mm(±2mm)、長さ1m220(±10mm)の木あるいは他の材質の強固な板で作り、踏切板とは区別できる別の色でなければならない。可能な限り粘土も他の二つの色と区別できる色とする。粘土板は、砂場に近いた踏切板の縁の窪みに埋める。その表面は、踏切板の水平面から7mm(±1mm)盛り上がっていないなければならない。</p> <p>粘土板は、<u>粘土を埋めた時は助走路に近い縁が90度の角度となるように隅を削り取る</u> (図参照)。</p>  <p>Figure 115 - Clay board and plastic surface board</p> <p>窪みに粘土板が埋められた時は、全体が競技者の脚力を受け止めるのに十分固くなくてはならない。</p> <p>粘土板の表面は、競技者の靴のスパイクをしっかりと捕らえ、滑らない材質でなければならない。</p> <p>粘土は、競技者の足跡を除去するためにローラーあるいは適当な形のヘラで平らにならす。</p> <p>〔国際〕 粘土板の幅は0.10m±0.002m、長さ1.22m±0.01mとする。</p> <p>〔国内〕 <u>ビデオカメラや他の技術を用いた機器を使用しない場合は、粘土板を使用する。切り欠けタイプの粘土板を使用する際にも、助走路に近い縁が90度の角度となるように隅を削り取る。</u></p> <p>8. 長さを競う跳躍種目において、その距離は、cm未満の端数を切り捨てた <u>0.01m</u> 単位で記録しなければならない。</p>
-----	----	---	---

295	185 -1	<p>第 185 条 走幅跳</p> <p>1. つぎのような場合は無効試技とする。</p> <p>(a) 競技者が踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、身体のどこかが踏切線の先の地面（粘土板を含む）に触れた時。</p>	<p>第 185 条 走幅跳</p> <p>1. つぎのような場合は無効試技とする。</p> <p>(a) 競技者が踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、身体のどこかが踏切線の先の地面（粘土板を含む）に触れた時。</p> <p>【〔国際〕 2020.11.1 から 〔国内〕 2021.4.1 から適用】</p> <p>つぎのような場合は無効試技とする。</p> <p>(a) 競技者が踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、<u>足または靴のどこかが踏切線の垂直面より前に出た時。</u></p>
300	187 -2	<p>第 187 条 総則—投てき種目</p> <p>2. 本連盟が主催、共催する競技会における用具は主催者が用意する。これらの競技会で競技者は他のいかなる用具も使うことはできない。</p> <p>〔国内〕 本連盟が主催、共催する競技会において…すべての競技者が使用できることが条件となる。</p> <p>〔国際〕 <u>以下に述べる場合を除き用具は…認められない。</u></p>	<p>第 187 条 総則—投てき種目</p> <p>2. 本連盟が主催、共催する競技会における用具は主催者が用意する。これらの競技会で競技者は他のいかなる用具も使うことはできない。</p> <p>〔国内〕 本連盟が主催、共催する競技会において…すべての競技者が使用できることが条件となる。</p> <p><u>技術総務が特に決めない限り、投てき種目に出場する競技者はどの種目であっても、2個まで個人所有の投てき物の使用(持込み)が認められる。</u></p> <p>〔国際〕 <u>以下に述べる場合を除き用具は…認められない。</u></p> <p><u>技術代表が特に決めない限り、投てき種目に出場する競技者はどの種目であっても、2個まで個人所有の投てき物の使用(持込み)が認められる。</u></p>
301	187 -4	<p>4. <u>〔注意〕 審判員が…決めなければならない。悪質と考えられる場合、第 145 条 2 を適用することができる。</u></p>	<p>4. <u>〔注意〕 審判員が…決めなければならない。悪質と考えられる場合は第 125 条 5、第 145 条 2 を適用することができる。</u></p>
311	187 -19	<p>19. 投てき競技において、その距離は、cm未満の端数を切り捨てた 1cm 単位で記録しなければならない。</p>	<p>19. 投てき競技において、その距離は、cm未満の端数を切り捨てた <u>0.01m</u>単位で記録しなければならない。</p>
317	190 -1	<p>第 190 条 円盤投用囲い</p> <p>1.</p> <p>〔注意〕 第 192 条で定めるハンマー投用の囲いは円盤投にも使用してもよい。その場合 2m 135 と 2m500 の同心円のサークルか、ハンマー投用サークルの前方に円盤用サークルを別個に設置し、囲いの門口を拡張して使用してもよい。</p>	<p>第 190 条 円盤投用囲い</p> <p>1.</p> <p>〔注意〕</p> <p><u>i. 第 192 条で定めるハンマー投用の囲いは円盤投にも使用してもよい。その場合 2m135 と 2m500 の同心円のサークルか、ハンマー投用サークルの前方に円盤用サークルを別個に設置し、囲いの門口を拡張して使用してもよい。</u></p> <p><u>ii ハンマー投で使用する可動パネルは、危険区域を制限するために円盤投でも使用することができる。</u></p>
318	-3	<p>3.</p> <p>〔注意〕</p> <p>ii 従来の形状に比較して、同程度の防護機能を備え、危険区域が拡大していなければ、新式の形状が IAAF の公認となる。</p> <p>iii 特にトラック側に面する側の囲いは、円盤投の競技中に、隣接したトラックで競技中の</p>	<p>3.</p> <p>〔注意〕</p> <p>ii 従来の形状に比較して、同程度か<u>それ以上</u>の防護機能を備え、危険区域が拡大していなければ、新式の形状が <u>WA の承認を受けることができる。</u></p>

325	192 -6	<p>競技者により大きな保護を与えられるように、長くしてもよいし高くしてもよい。</p> <p>第 192 条 ハンマー投用囲い 6. 〔国内〕 本連盟では円盤投の囲いと兼用型(図1)を導入しているので、移動（キャスター付）できるものを設備する。</p>	<p>iii 特にトラック側に面する側の囲いは、円盤投の競技中に、隣接したトラックで競技中の競技者をより<u>確実に保護するために、長くしても、可動パネルを設置しても、高くしてもよい。</u></p> <p>第 192 条 ハンマー投用囲い 6. 〔国内〕 本連盟では円盤投の囲いと兼用型を導入しているので、移動（キャスター付）できるものを設備する。</p>
第 5 部 混成競技			
332	200 -2 -3 -4 -5	<p>第 200 条 混成競技 2. 男子の十種競技は 10 種目からなり、連続する <u>2 日間</u>でつぎの順序で行う</p> <p>3. 七種競技は 7 種目からなり、連続する <u>2 日間</u>でつぎの順序で行う。</p> <p>4. 女子の十種競技は 10 種目からなり、連続する <u>2 日間</u>で第 200 条 2 に定められた順序、またはつぎの順序で行う。</p> <p>5. U18 の七種競技は 7 種目からなり、連続する <u>2 日間</u>でつぎの順序で行う。</p>	<p>第 200 条 混成競技 2. 男子十種競技は 10 種目からなり、連続する <u>48 時間以内</u>で、つぎの順序で行う。</p> <p>3. 七種種競技は 7 種目からなり、連続する <u>48 時間以内</u>でつぎの順序で行う。</p> <p>4. 女子十種競技は 10 種目からなり、連続する <u>48 時間以内</u>で、つぎの順序で行う。</p> <p>5. U18 女子七種競技は 7 種目からなり、連続する <u>48 時間以内</u>でつぎの順序で行う</p>
第 6 部 室内競技			
343		第 216 条 服装、競技用靴、<u>ナンバーカード</u>	第 216 条 服装、競技用靴、<u>アスリートビブス</u>
346	223 -2	<p>第 223 条 混成競技 2. 男子の七種競技は 7 種目からなり、連続する <u>2 日間</u>でつぎの順序で行う</p>	<p>第 200 条 混成競技 2. 男子七種競技は 7 種目からなり、連続する <u>48 時間以内</u>で、つぎの順序で行う。</p>
第 7 部 競歩競技			
350	230 -7	<p>第 230 条 競歩競技 7. (c) ペナルティゾーンに入るよう命じられても入らない場合や定められた時間とどまらない場合、<u>競歩審判員主任によって失格となる。</u> 3 枚目のレッドカードを</p> <p>(d) トラックで行われる競歩では、. . . . また、道路で行われる時は、失格直後、つけている <u>ナンバーカード（ビブス）</u> をとり去り、. . . . 定められるペナルティゾーンに入ることおよびペナルティゾーン内にとどまることの指示に従わなかった場合、と第 145 条 2 に従って処罰されることがある。</p>	<p>第 230 条 競歩競技 7. (c) ペナルティゾーンに入るよう命じられても入らない場合や定められた時間とどまらない場合、<u>審判長によって失格と判定される。</u> 3 枚目のレッドカードを</p> <p>(d) トラックで行われる競歩では、. . . . また、道路で行われる時は、失格直後、つけている <u>アスリートビブス（ビブス）</u> をとり去り、. . . . 定められるペナルティゾーンに入ることおよびペナルティゾーン内にとどまることの指示に従わなかった場合は、<u>第 125 条 5 と第 145 条 2 に従って罰せれる</u>ことがある。</p>
351	-8	8. レースは信号器の発射で開始する。 . . .	8. レースは信号器、 <u>大砲・エアホーン、その他類似の機器</u> の発射で開始する。 . . .

353	-9 -12	安全と医事 12. 20km 以上の種目では、競技者は競技役員の許可と監視下にある場合、歩くべき距離を短くしない条件ならば、示されたコースを離れることができる。	安全 12. 競技者は競技役員の許可と監視下にある場合、歩くべき距離を短くしない条件ならば、示されたコースを離れることができる。
第9部 クロスカントリーとマウンテンレース、トレイルレース			
351	250 -3	第250条 クロスカントリー競走 3. (b)・・・多くの競技者が参加するレースでは、最初の <u>1,500m</u> は、狭いところ、即ち競技者が制約されて走るような障害物を避けなければならない。	第250条 クロスカントリー競走 3. (b)・・・多くの競技者が参加するレースでは、最初の <u>300m</u> は、狭いところ、即ち競技者が制約されて走るような障害物を避けなければならない。
第10部 世界記録と日本記録			
373	260 -10	第260条 世界記録 10. (d) 毎年1月1日現在の世界記録認定リストを正式に(加盟団体向け回覧をもって)公表する。	第260条 世界記録
378	261	第261条 世界記録が公認される種目 男子 競走・混成競技・競歩種目 写真判定あるいは手動計時: 1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m 5,000m 10,000m 20,000m 1時間 25,000m 30,000m 3,000m障害物 4×800mリレー デイスタンストレイル 4×1,500mリレー 競歩(トラック)20,000m 30,000m 50,000m 女子 競走・混成競技・競歩種目 写真判定あるいは手動計時: 1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m 5,000m 10,000m 20,000m 1時間 25,000m 30,000m 3,000m障害物 4×800mリレー デイスタンストレイル 4×1,500mリレー 競歩(トラック)20,000m 30,000m	第261条 世界記録が公認される種目 男子 競走・混成競技・競歩種目 写真判定あるいは手動計時: 1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m 5,000m 10,000m 1時間 3,000m障害物 4×800mリレー デイスタンストレイル 4×1,500mリレー 競歩(トラック)20,000m 30,000m 50,000m 女子 競走・混成競技・競歩種目 写真判定あるいは手動計時: 1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m 5,000m 10,000m 1時間 3,000m障害物 4×800mリレー デイスタンストレイル 4×1,500mリレー 競歩(トラック)20,000m 30,000m <u>50,000m*</u> *記録の初回認定は2019年1月1日以降とし、4:20:00以内の記録を対象とする。
382	265 -2	第265条 その他の記録 2. 当該競技会で特に適用する規定が無い限り、 <u>風速を無視した場合は例外として、本競技規則を適用して行われたそれまでの大会の最高記録が大会記録として認められるべきである。</u>	第265条 その他の記録 2. 当該競技会で <u>風の条件を考慮しないとの規定がある場合を除き、本競技規則を適用して行われたそれまでの大会の最高記録が大会記録として認められるべきである。</u>
384	266 -4	〔国内〕 第266条 日本記録と公認記録 (6) 競歩競技の日本記録 少なくとも一人のJRWJ(日本陸連競歩審判員)は競歩審判員として競技中歩型の判定を行い、日本記録申請書に署名しなければならない。	〔国内〕 第266条 日本記録と公認記録 (6) 競歩競技の日本記録 少なくとも一人のJRWJ(日本陸連競歩審判員) <u>以上の資格を持った競歩審判員が</u> 競技中歩型の判定を行い、日本記録申請書に署名しなければならない。

386	-10	<p>10. 日本記録が公認される種目</p> <p>男子</p> <p>写真判定あるいは手動計時</p> <p>1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m 5,000m 10,000m 15,000m 20,000m 1時間 25,000m 30,000m 3,000m障害物 4×800mリレー 4×1,500mリレー 競歩(トラック) : 5,000m 10,000m 20,000m 30,000m 50,000m</p>	<p>10. 日本記録が公認される種目</p> <p>男子</p> <p>写真判定あるいは手動計時</p> <p>1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m 5,000m 10,000m 15,000m 1時間 3,000m障害物 4×800mリレー 4×1,500mリレー 競歩(トラック) : 5,000m 10,000m 20,000m 30,000m 50,000m</p>
387		<p>女子</p> <p>写真判定あるいは手動計時</p> <p>1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m 5,000m 10,000m 15,000m 20,000m 1時間 25,000m 30,000m 3,000m障害物 4×800mリレー 4×1,500mリレー 競歩(トラック) : 5,000m 10,000m 20,000m</p>	<p>女子</p> <p>写真判定あるいは手動計時</p> <p>1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m 5,000m 10,000m 15,000m 1時間 3,000m障害物 4×800mリレー 4×1,500mリレー 競歩(トラック) : 5,000m 10,000m 20,000m</p>

- ・「IAAF」 ⇒ 「WA」 表記変更
- ・WA 競技規則関連項番変更に伴う条文番号付記、対応表
- ・§148 による表記統一（施設用器具関係での「m」「mm」使い分け）
- ・§168 ハードル 種目別での規格・数値等の一覧表化

2020 年度競技規則修改正のポイント

1. 世界陸連関連

	ポイント	関連条文
1	組織名称変更（2019/11～） <ul style="list-style-type: none"> ➤ IAAF → WA (World Athletics) ➤ 国際陸連 → 世界陸連 	
2	規程類番号体系変更（2019/11～） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 競技規則に限らず、全規程類体系変更 ➤ Competition Rules → 【Competition Rules】【Technical Rules】 ➤ 旧体系と新体系の番号対比表あり 	2020 年度 日本陸連競技規則 は従前の体系にて 記載

2. 競技規則

1	審判長の任務【明確化】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 混成競技において、スタート審判長が任命されている場合の混成競技審判長との所管任務の明確化 ➤ 審判長による警告、除外は「リレー・チーム」も対象 	§125-3 §125-5
2	スターターの役割【明確化】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 全ての競技者にとって公平で公正なスタートを保証することに責任を持つ 	§129-2
3	計測員（科学）の任務（動作）【変更】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 計測装置の動作確認タイミング （従前）競技開始前と終了後 →（変更）競技開始前のみ ➤ 競技中の動作異常に備え、鋼鉄製巻尺は競技場所に常に用意しておく 	§135
4	性別の定義【明確化】	§141-4、5
5	〔国際〕服装（上着）の色【削除】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「前後同色が望ましい」削除 	§143-1 （国内非適用）
6	競技用靴の規制【追加】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 靴底厚さ規制（スパイクなし：40mm、スパイクあり：30mm） ← 走高跳・走幅跳の靴底の厚み（13mm） 走高跳の踵底の厚み（19mm） ➤ 市販（4 か月前から誰でもオープンな市場で容易に購入できる） ➤ 競技中、審判長が疑義を抱いたら、当該靴を提出させることができる 	§143-2、5 12、13
7	助力と見なさず、許可する行為【追加】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 競技役員、主催者から任命された者が（倒れた選手を）立ち上がらせたり、医療支援を受けられたりするための身体的手助け ➤ 電子掲示等による競技経過時間等の提示 	§144-4(g) §144-4(h)

8	リレーで除外処分を受けた場合のチーム・個々の選手の取扱い【明確化】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 除外により失格になるのは当該種目での当該チーム単位 ➤ 当該チームが失格となっても、個々の選手は単独種目、混成競技の個別種目への出場、チームも他のリレー種目へ出場は可能 	§145-3 §125-5 §163-3、4
9	男女混合競技を認める条件【明確化・追加】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ トラック競技：5000m以上の競技、人数、他性別間での助力行為禁止〔国内〕男女いずれかが8名以内、かつ男女合計30名以内の場合のみ ➤ フィールド競技：男女別々に記録用紙作成、各ラウンドの試技順は性別ごとにでも交互にでも可 	§147-2
10	スタートの再定義【明確化】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不正スタート規則の適用状況を鑑み、§162-5〔国内〕は競技規則から削除 ➤ スタートの定義文言の明確化 	§162-5〔国内〕 §162-7
11	直線競走の逆走【変更・追加】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 条件を満たした競技場かつ設備が整っている場合のみ ➤ レーン表示、風力測定は規則通り 	§163-1〔国内〕 §163-1、10
12	失格対象としての「リレー・チーム」の扱い【明確化】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ リレーの際のレーン侵害行為の失格対象 	§163-3、4 §145-3
13	写真判定装置の作動状況での記録の扱い【明確化】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ スタート時は自動的に作動しないが、フィニッシュ時は自動的に作動 → 手動計時と同じ ➤ スタート時は自動的に作動するが、フィニッシュ時は自動的に作動しない → 手動計時でも写真判定でもない 	§165-17 §165-18
14	ハードルの失格の定義【明確化】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ハードルを越える瞬間に、足または脚がハードルをはみ出て（どちら側でも）バーの高さより低い位置を通ったとき ➤ 手や体、振り上げ脚の上側で、いずれかのハードルを倒すか移動させたとき ➤ 直接間接を問わず、レース中に他の競技者に影響を与えたり妨害するような行為や他の規則に違反する行為で、自分のレーンやそのレースの他の競技者のレーンのハードルを倒したり移動させたとき 	§168-6
15	〔国際〕U18 男子障害物競走【追加】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 規格 高さ838mm *但し、国内では実施せず 	§169-5
16	バトンの受渡し時にバトンを落とした場合の対応【変更】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ (従前) 渡し手と受け手の両方に触れられている状態ならどちらが拾っても可 ➤ (変更) バトンパスが完了していないので渡し手が拾わなければならない 	§170-7〔注釈〕
17	個人所有投擲物の持込み個数の制限【追加】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 原則2個まで 	§187-2
18	混成競技の実施時間【変更】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 連続する48時間以内 	§200-2~5 §223-2
19	競歩におけるペナルティゾーン関係の判定者【変更】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ペナルティゾーンに入るように命じられても入らない場合や定められた時間とどまらない場合の失格判定は審判長が行う ➤ 歩型関連の失格判定は競歩審判員主任が行う 	§230-7(c) §230-4

20	世界記録が公認される種目・日本記録が公認される種目【変更・削除】 ➤ 競走競技 男女 20,000m、25,000m、30,000m	§261、§266-10
21	用語の見直し【変更（国内）】 ➤ ナンバーカード（ビブス） ⇒ アスリートビブス（ビブス） (用語の定着と実態を勘案)	全般 §143-7~10 §216、§230-7
22	施設用器具関連 ➤ 〔国内〕§148-4 に合わせた計測単位表記（原則） ➤ 〔国際〕水濠規格の明確化 ➤ 〔国際〕走高跳の助走路の最大許容傾斜度の変更 1/250→1/167	全般 §169-6 §182-4

3. 〔国際〕2020.11.1 から 〔国内〕2021.4.1 から 適用

1	走幅跳・三段跳でのビデオカメラ等による踏切の判定【新規】 ➤ ビデオカメラ等の機器の使用が可能に ➤ ビデオカメラ等の機器の使用しない場合はこれまで通り、粘土板を使用	§184-5
2	走幅跳・三段跳の無効試技の定義【変更】 ➤ （変更前）身体はどこかが踏切線の先の地面（含む粘土板）に触れた時 ➤ （変更後）足または靴のどこかが踏切線の垂直面より前に出た時	§185-1
3	踏切版（粘土板）の粘土の角度【変更】 ➤ 45度から90度へ ➤ 〔国内〕ゴム台座が「切り欠けタイプ」は継続使用可。	§184-5

World Athletics 競技規則条文番号 対比表

World Athletics は 2019 年 11 月から規程類の分類・条文番号等の再編を実施。

これまでの【Competition Rules】も【Competition Rules】【Technical Rules】の二つの体系になり、条文番号も変更になっている。条文番号の新旧対比は以下の通り。

【Competition Rules として再編】

従前条文番号	条文名	World Athletics Rules 新条文番号
Rule 2 第 2 条	Authorisation to Stage Competitions 競技会の開催認可	Rule 1 of the Competition Rules or CR1
Rule 3 第 3 条	Regulations Governing the Conduct of International Competitions 国際競技会を実施するための統括規則	Rule 2 of the Competition Rules or CR2
Rule 110 第 110 条	International Officials 国際競技会役員	Rule 3 of the Competition Rules or CR3
Rule 111 第 111 条	Organisational Delegates 組織代表	Rule 4 of the Competition Rules or CR4
Rule 112 第 112 条	Technical Delegates 技術代表	Rule 5 of the Competition Rules or CR5
Rule 113 第 113 条	Medical Delegates 医事代表	Rule 6 of the Competition Rules or CR6
Rule 114 第 114 条	Anti-Doping Delegates アンチ・ドーピング代表	Rule 7 of the Competition Rules or CR7
Rule 115 第 115 条	International Technical Officials (ITOs) ITOs (国際技術委員)	Rule 8 of the Competition Rules or CR8
Rule 116 第 116 条	International Race Walking Judges (IRWJs) IRWJs (国際競歩審判員) と JRWJs (日本陸連競歩審判員)	Rule 9 of the Competition Rules or CR9
Rule 117 第 117 条	International Road Course Measurers 国際道路コース計測員	Rule 10 of the Competition Rules or CR10
Rule 118 第 118 条	International Starters and International Photo Finish Judges 国際スターターと国際写真審判員	Rule 11 of the Competition Rules or CR11
Rule 119 第 119 条	Jury of Appeal ジュリー	Rule 12 of the Competition Rules or CR12
Rule 120 第 120 条	Officials of the Competition 競技会役員〔国内競技会〕	Rule 13 of the Competition Rules or CR13
Rule 121 第 121 条	Competition Director 競技会ディレクター	Rule 14 of the Competition Rules or CR14
Rule 122 第 122 条	Meeting Manager 総務	Rule 15 of the Competition Rules or CR15
Rule 123 第 123 条	Technical Manager 技術総務	Rule 16 of the Competition Rules or CR16
Rule 124 第 124 条	Event Presentation Manager イベント・プレゼンテーション・マネージャー	Rule 17 of the Competition Rules or CR17
Rule 125 第 125 条	Referees 審判長	Rule 18 of the Competition Rules or CR18

Rule 126 第 126 条	Judges 審判員	Rule 19 of the Competition Rules or CR19
Rule 127 第 127 条	Umpires (Running and Race Walking Events) 監察員 (競走、競歩種目)	Rule 20 of the Competition Rules or CR20
Rule 128 第 128 条	Timekeepers, Photo Finish Judges and Transponder Timing Judges 計時員、写真判定員とトランスポンダー係	Rule 21 of the Competition Rules or CR21
Rule 129 第 129 条	Start Coordinator, Starter, Recalls スタートコーディネーターとスターター およびリコーラー	Rule 22 of the Competition Rules or CR22
Rule 130 第 130 条	Starter's Assistants 出発係	Rule 23 of the Competition Rules or CR23
Rule 131 第 131 条	Lap Scorers 周回記録員	Rule 24 of the Competition Rules or CR24
Rule 132 第 132 条	Competition Secretary, Technical Information Centre (TIC) 記録・情報処理員、テクニカル・インフォメーション・センター (TIC)	Rule 25 of the Competition Rules or CR25
Rule 133 第 133 条	Marshal マーシャル	Rule 26 of the Competition Rules or CR26
Rule 134 第 134 条	Wind Gauge Operator 風力計測員	Rule 27 of the Competition Rules or CR27
Rule 135 第 135 条	Measurement Judge (Scientific) 計測員 (科学)	Rule 28 of the Competition Rules or CR28
Rule 136 第 136 条	Call Room Judges 競技者係	Rule 29 of the Competition Rules or CR29
Rule 137 第 137 条	Advertising Commissioner 広告コミッショナー	Rule 30 of the Competition Rules or CR30
Rule 260 第 260 条	World Records 世界記録	Rule 31 of the Competition Rules or CR31
Rule 261 第 261 条	Events for which World Records are Recognised 世界記録が公認される種目	Rule 32 of the Competition Rules or CR32
Rule 262 第 262 条	Events for which World U20 Records are Recognised U20 世界記録が公認される種目	Rule 33 of the Competition Rules or CR33
Rule 263 第 263 条	Events for which World Indoor Records are Recognised 室内世界記録として公認される種目	Rule 34 of the Competition Rules or CR34
Rule 264 第 264 条	Events for which World U20 Indoor Records are Recognised U20 室内世界記録が公認される種目	Rule 35 of the Competition Rules or CR35
Rule 265 第 265 条	Other Records その他の記録	Rule 36 of the Competition Rules or CR36

【Technical Rules として再編】

従前条文番号	条文名	Word Athletics Rules 新条文番号
Rule 100 第 100 条	General 総則	Rule 1 of the Technical Rules or TR1
Rule 140 第 140 条	The Athletics Facility 陸上競技場	Rule 2 of the Technical Rules or TR2
Rule 141 第 141 条	Age and Sex Categories 年齢と性別	Rule 3 of the Technical Rules or TR3
Rule 142 第 142 条	Entries 申し込み	Rule 4 of the Technical Rules or TR4
Rule 143 第 143 条	Clothing, Shoes, and Athlete Bibs 服装、競技用靴、アスリートビブス	Rule 5 of the Technical Rules or TR5
Rule 144 第 144 条	Assistance to Athletes 競技者に対する助力	Rule 6 of the Technical Rules or TR6
Rule 145 第 145 条	Effect of Disqualification 失格	Rule 7 of the Technical Rules or TR7
Rule 146 第 146 条	Protests and Appeals 抗議と上訴	Rule 8 of the Technical Rules or TR8
Rule 147 第 147 条	Mixed Competition 男女混合の競技	Rule 9 of the Technical Rules or TR9
Rule 148 第 148 条	Surveying and Measurements 測量と計測	Rule 10 of the Technical Rules or TR10
Rule 149 第 149 条	Validity of Performance 記録の有効性	Rule 11 of the Technical Rules or TR11
Rule 150 第 150 条	Video Recording ビデオ記録	Rule 12 of the Technical Rules or TR12
Rule 151 第 151 条	Scoring 得点	Rule 13 of the Technical Rules or TR13
Rule 160 第 160 条	Track Measurements トラックの計測	Rule 14 of the Technical Rules or TR14
Rule 161 第 161 条	Starting Blocks スターティング・ブロック	Rule 15 of the Technical Rules or TR15
Rule 162 第 162 条	The Start スタート	Rule 16 of the Technical Rules or TR16
Rule 163 第 163 条	The Race レース	Rule 17 of the Technical Rules or TR17
Rule 164 第 164 条	The Finish フィニッシュ	Rule 18 of the Technical Rules or TR18
Rule 165 第 165 条	Timing and Photo Finish 計時と写真判定	Rule 19 of the Technical Rules or TR19
Rule 166 第 166 条	Seedings, Draws and Qualifications in Track Events トラック競技におけるラウンドの通過	Rule 20 of the Technical Rules or TR20
Rule 167 第 167 条	Ties 同成績	Rule 21 of the Technical Rules or TR21
Rule 168 第 168 条	Hurdle Races ハードル競走	Rule 22 of the Technical Rules or TR22
Rule 169 第 169 条	Steeplechase Races 障害物競走	Rule 23 of the Technical Rules or TR23

Rule 170 第 170 条	Relay Races リレー競走	Rule 24 of the Technical Rules or TR24
Rule 180 第 180 条	General Conditions – Field Events 総則－フィールド競技	Rule 25 of the Technical Rules or TR25
Rule 181 第 181 条	General Conditions –Vertical Jumps 総則－垂直跳躍	Rule 26 of the Technical Rules or TR26
Rule 182 第 182 条	High Jump 走高跳	Rule 27 of the Technical Rules or TR27
Rule 183 第 183 条	Pole Vault 棒高跳	Rule 28 of the Technical Rules or TR28
Rule 184 第 184 条	General Conditions –Horizontal Jumps 総則－水平跳躍	Rule 29 of the Technical Rules or TR29
Rule 185 第 185 条	Long Jump 走幅跳	Rule 30 of the Technical Rules or TR30
Rule 186 第 186 条	Triple Jump 三段跳	Rule 31 of the Technical Rules or TR31
Rule 187 第 187 条	General Conditions –Throwing Events 総則－投てき種目	Rule 32 of the Technical Rules or TR32
Rule 188 第 188 条	Shot Put 砲丸投	Rule 33 of the Technical Rules or TR33
Rule 189 第 189 条	Discus Throw 円盤投	Rule 34 of the Technical Rules or TR34
Rule 190 第 190 条	Discus Cage 円盤投用囲い	Rule 35 of the Technical Rules or TR35
Rule 191 第 191 条	Hammer Throw ハンマー投	Rule 36 of the Technical Rules or TR36
Rule 192 第 192 条	Hammer Cage ハンマー投用囲い	Rule 37 of the Technical Rules or TR37
Rule 193 第 193 条	Javelin Throw やり投	Rule 38 of the Technical Rules or TR38
Rule 200 第 200 条	Combined Events Competitions 混成競技	Rule 39 of the Technical Rules or TR39
Rule 210 第 210 条	Applicability of Outdoor Rules to Indoor Competitions 屋外競技規則の室内競技への適用	Rule 40 of the Technical Rules or TR40
Rule 211 第 211 条	The Indoor Stadium 室内競技場	Rule 41 of the Technical Rules or TR41
Rule 212 第 212 条	The Straight Track フィールド内直走路（屋内）	Rule 42 of the Technical Rules or TR42
Rule 213 第 213 条	The Oval Track and Lanes 周回トラックおよびレーン（屋内）	Rule 43 of the Technical Rules or TR43
Rule 214 第 214 条	Start and Finish on the Oval Track 周回トラックのスタートおよびフィニッシュ	Rule 44 of the Technical Rules or TR44
Rule 215 第 215 条	Seedings, Draw for Lanes in Track Events トラック競技におけるレーンの抽選（屋内）	Rule 45 of the Technical Rules or TR45
Rule 216 第 216 条	Clothing, Shoes and Athlete Bibs 服装、競技用靴、ナンバーカード（屋内）	Rule 46 of the Technical Rules or TR46
Rule 217 第 217 条	Hurdle Races ハードル競走（屋内）	Rule 47 of the Technical Rules or TR47
Rule 218 第 218 条	Relay Races リレー競走（屋内）	Rule 48 of the Technical Rules or TR48

Rule 219 第 219 条	High Jump 走高跳 (屋内)	Rule 49 of the Technical Rules or TR49
Rule 220 第 220 条	Pole Vault 棒高跳 (屋内)	Rule 50 of the Technical Rules or TR50
Rule 221 第 221 条	Horizontal Jumps 長さの跳躍 (屋内)	Rule 51 of the Technical Rules or TR51
Rule 222 第 222 条	Shot Put 砲丸投 (屋内)	Rule 52 of the Technical Rules or TR52
Rule 223 第 223 条	Combined Events Competitions 混成競技 (屋内)	Rule 53 of the Technical Rules or TR53
Rule 230 第 230 条	Race Walking 競歩競技	Rule 54 of the Technical Rules or TR54
Rule 240 第 240 条	Road Races 道路競技	Rule 55 of the Technical Rules or TR55
Rule 250 第 250 条	Cross Country Races クロスカンントリー競技	Rule 56 of the Technical Rules or TR56
Rule 251 第 215 条	Mountain and Trail Races マウンテンレースとトレイルレース	Rule 57 of the Technical Rules or TR57

<参考>

§ 168 (TR22) ハードル競走関連 規格等一覧

【110mH・100mH】

		ハードルの標準の高さ	スタートラインから 第一ハードルまでの距離	ハードル間の距離	最後のハードルから フィニッシュラインまでの距離
男子	一般	1m067	13m720	9m140	14 m 020
	U20	991mm			
	U18	914mm			
	JH*	991mm			
	YH*	914mm			
	中学校*				
女子	一般	838mm	13m	8 m 500	10m500
	U20				
	U18	762mm			
	YH*				
	中学校*			8 m	15m

*国内

【400mH】

		ハードルの標準の高さ	スタートラインから 第一ハードルまでの距離	ハードル間の距離	最後のハードルから フィニッシュラインまでの距離
男子	一般	914mm	45m	35m	40m
	U20				
	U18	838mm			
女子	一般	762mm	45m	35m	40m
	U20				
	U18				

【*300mH】

		ハードルの標準の高さ	スタートラインから 第一ハードルまでの距離	ハードル間の距離	最後のハードルから フィニッシュラインまでの距離
男子	U20	914mm	45m	35m	10m
	U18	838mm			
女子	U20	762mm	45m	35m	10m
	U18				

*国内

注) 本表は第 148 条 4 項に従い「m」「mm」を使い分けて表記しているが、プログラムや記録申請時の種目名表記等の施設用器関係に直接に関わらない場合は「m」で表記してよい。その際には、「ハードルの高さ／ハードル間の距離」で表記する。

施設用器具委員会報告

- (1) 2020施設用器具委員会関係の規則の改正と対応
最終条文については、ルールブックで確認してください。
地域陸協でも伝達をお願いします。

● 第4種競技場の取り扱いの改定（4種Lの新設）

【改定】

小中学生の普及啓発（育成）を進め、ウェルネス陸上の実現のため、地域の特性に応じた競技会行い、陸上を楽しめる場を確保するため、4種L（ライト）を設ける。

【理由】

- ・ 地域にある第4種の競技場が特に減少してきている。
- ・ 棒高跳、円盤投・ハンマー投施設を整えることが高額となることから、競技場を廃止するところがあり、各地域から公認要件の緩和を求める要望がある。
- ・ 施設を公認要件から緩和をすることにより、全国各地でこの種目を行う機会がなくなり、この種目を行う選手の益々の減少が見込まれるが、指導者育成、競技会開催を検討していく方向が示された。

【公認要件】

- ・ 走跳投の基本となるトラック、走高跳、走幅跳、砲丸投施設を必須要件とする。その他施設は選択可能とする。
ただし、選択しない種目の施設は設置しない。
- ・ 設置する種目は、4種の所定の施設、用器具を整備する。
- ・ 円盤投のみを選択する場合の囲いは、2020年1月より円盤投囲いの規格変更となり、その規格に合致すること。
- ・ 開催できる競技会の種別の標準は、加盟団体の記録会及び加入団体等の競技会・記録会とする。
- ・ 種別を変更する時には検定を要する。既存の施設で種目を選択しないときは、施設を撤去する。既に特例に該当している競技場を含む施設を欠いた競技場は4種Lとする。
- ・ 公認料は第4種と同額とする。
- ・ 公認開始日が2020年4月1日より適用。
- ・ 3種（県選手権までできる）まではすべての種目が出る競技場とする。

【規則改定】

- ・ 公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程 第3条
- ・ 陸上競技場公認に関する細則 第19条（第4種陸上競技場の特例）
用器具一覧

● 100m逆走の取り扱いの改定

【改定】

2016年改正で競技規則第163条においてレースは「左手を内側とする」から「1つの曲走路を含むレースでは、左手が内側になるようにする」と変更されたことから、逆走の施設を認める。

【経緯】

- ・以前1種、2種競技場でもメイン側での100m逆走が行われていた。競技規則では、左手を内側とすることが定められ、規則に反しているとの議論が高まっていた。その時に、直走路のハードルを逆走の位置に間違えて設置して競技を行ってしまったことがあり、メイン側での設置はしない規則となった。
- ・バック側については、審判の設備の必須として写真判定装置のカメラの固定ポールを設置するときに認めている。
- ・2016年の規則改正により、左手が内側になるのは1つの曲走路を含むレースと変更された。

【取扱】

- ・第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様及び公認陸上競技場に関する細則第8条に規定されている舗装厚を確保すること。
- ・競技場の種別に関わらず、写真判定装置の設備を設置する。
写真判定装置のカメラの固定ポールを設置する。(細則12条)
- ・メイン側では、フィニッシュラインはその都度設置する。
バック側では、スタートライン、フィニッシュライン及び黒マークを入れる。
- ・ハードルは標識タイルのみとする。標識タイルの向きは走る方向とする。

【規則改正】

- ・競技規則第163条〔国内〕
- ・陸上競技場公認に関する細則 第10条（標識タイルとマーキング）

● 障害物の対応（競技規則第169条）

① 障害物の高さ（第169条5）

〔国際〕U18男子（838mm（±3mm））の規格が新たに定められた。

〔国際〕対応になっていますが、導入されてもすべての競技場が対応するには10年近くかかることから、今年から高さ838mmにも対応した製品が納入されます。

製品の値上げはなく、競技場の了解を得て納入することとなっています。

② 水濠の深さと勾配（第169条6）

水濠の水深が500mm（±50mm）となり、整合するよう「公認陸上競技場に関する細則」第13条を変更します。

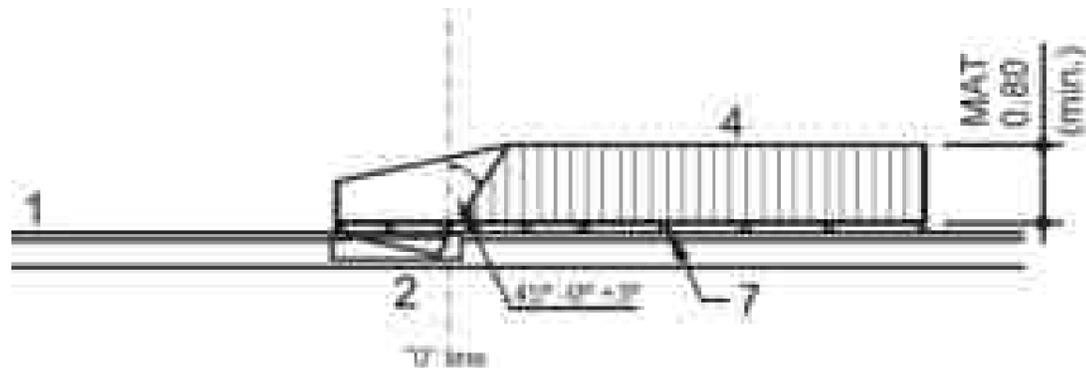
水深700mmの施設は改修の指導をしてきていますが、改修時に解消し、勾配は12.4°（±1°）を確保することになります。

● WA施設マニュアルの対応（2019.11 発行）

① 棒高跳マットの勾配の許容値の新設

マットの勾配は45度と規定されていたが、角度の大きな製品があったことから -0° から $+3^{\circ}$ の許容範囲が定められた。

国内では旧規格(30°)の製品を 45° 製品への交換をすすめています。



② 兼用サークル表面の仕上げの追加

ハンマー投の兼用サークル（ドーナツ板）は素材によっては雨天時に滑りやすいものがあり、上部を白色以外で、滑らない仕上げとされた。

国内では、滑らない仕上げの製品が販売されます。

今までの競技場にある製品には、滑らないテープを貼ることで対応可能です。テープ代は概ね4,000円程度。

● 公認陸上競技場に関する細則の改正

- ① 300mHの標識の方法の明示、メイン、バック側逆走のマーキングの明示（第10条）
- ② 障害物の水深の変更と対応（第13条）
- ③ 走幅跳の助走路幅の訂正（第15条）
- ④ 第4種L（ライト）の詳細、経過措置（第19条、付則）
- ⑤ 用器具一覧の変更
 - ・ 区別、第4種Lの新設
 - ・ ブレイクラインマーカの色の変更
 - ・ 施設（囲い）の追加

（2）その他の注意事項

● 300mH設置の注意事項

U20, U18日本記録の種目となり、標識タイルでない費用負担の少ない標識方法としました。急な決定となり、すべての競技場で必要ではないことから設置の義務付けはしていません。各陸協で設置を必要とする競技場を検討してください。

ハードルの設置は、400mHのハードル位置と5mの違いがあり、設置の間違いが想定できるのでマーキングはしないこととしています。お手数になりますが、競技会時に設置位置をマーキングしてください。

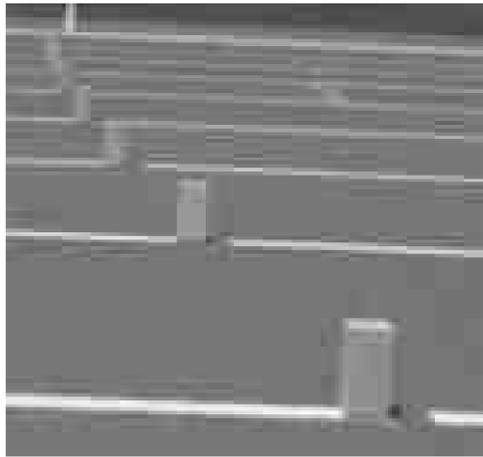
マーキングを簡単に設置するのは、チョーク付きの水糸を使うと早く設置ができます。この方法は、全国区域技術役員会議において各都道府県の技術役員に研修しました。

● ブレイクラインマーカの形状

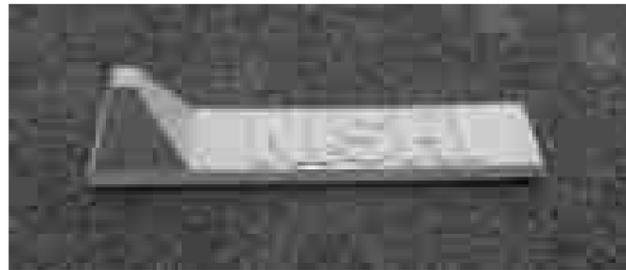
2018年の規則改正でブレイクラインは、「ブレイクラインやレーンラインとは違う色で、50 mm×50 mmで高さ 150 mm以下のコーン、角柱、または適当な目印となるもの」と変更されている。

国際大会では、50 mm×50 mmで高さ 150 mm以下の角柱を置いています。2020年4月より国内でも製品が販売されます。

国内大会では、今までの製品も使用可能です。



150 mmの角柱 (アジアジュニア大会)



今までの製品 (国内大会使用可)

● 長距離競走路、競歩路コース設定の注意事項

① 長距離競走路、競歩路コース設定

- ・ 競技会では計測したコースを設定してください。計測したコースと同じに設定されないと公認大会と認められません。
- ・ 計測時に作成された経路図、ポイント図を基に設定をしてください。コース所有者がこれらの図面を作成しています。
- ・ 計測されたコースと違うコースとなる時には、事前にコース変更の検定を受けなければなりません。
- ・ 途中計時の記録も公認記録となりますが、必ずラインを入れてください。

② WA 認証コースの競技会

- ・ WA 認証コースでの競技会の記録は、WA ランキングに反映されます。英語でのリザルトが必要となります。
- ・ 世界記録、アジア記録の認定において、競技に先立ち、正式に計測され記録されたとおりのコースであることを確認しなければなりません。(競技規則第 260 条 21(d))

当初のコース計測を行った計測員 (A 級、B 級) またはその計測員に指名された者が、競技中に先導車に乗り込み、競技者が同じコースを走っていることを確認しなければなりません。

陸連の後援競技会では国際道路コース計測員の派遣を義務付けております。

【 公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程 】

現行		改正案																												
<p>第3条 公認競技場はつぎの4種類とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種</th> <th>第2種</th> <th>第3種</th> <th>第4種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400m</td> <td>400m</td> <td>400m</td> <td>200m、250m 300m、400m</td> </tr> <tr> <td>+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上</td> <td>+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上</td> <td>+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ114m 以上</td> <td>+各40mm以内 1レーンの幅は 1m220で6レーン以 上とする 長さ114m 以上</td> </tr> </tbody> </table>		第1種	第2種	第3種	第4種	400m	400m	400m	200m、250m 300m、400m	+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上	+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上	+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ114m 以上	+各40mm以内 1レーンの幅は 1m220で6レーン以 上とする 長さ114m 以上	<p>第3条 公認競技場はつぎの5種類とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種</th> <th>第2種</th> <th>第3種</th> <th>第4種</th> <th>第4種L(フ イト)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400m</td> <td>400m</td> <td>400m</td> <td>400m</td> <td>200m、250m 300m、400m</td> </tr> <tr> <td>+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上</td> <td>+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上</td> <td>+1/10,000 以 内 1レーンの幅 は1m220で 8レーンとす る 長さ114m 以 上</td> <td>+各40mm以内 1レーンの幅は 1m220で6 レーン以上とす る 長さ114m 以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		第1種	第2種	第3種	第4種	第4種L(フ イト)	400m	400m	400m	400m	200m、250m 300m、400m	+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上	+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上	+1/10,000 以 内 1レーンの幅 は1m220で 8レーンとす る 長さ114m 以 上	+各40mm以内 1レーンの幅は 1m220で6 レーン以上とす る 長さ114m 以上	
第1種	第2種	第3種	第4種																											
400m	400m	400m	200m、250m 300m、400m																											
+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上	+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上	+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ114m 以上	+各40mm以内 1レーンの幅は 1m220で6レーン以 上とする 長さ114m 以上																											
第1種	第2種	第3種	第4種	第4種L(フ イト)																										
400m	400m	400m	400m	200m、250m 300m、400m																										
+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上	+1/10,000 以内 1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上	+1/10,000 以 内 1レーンの幅 は1m220で 8レーンとす る 長さ114m 以 上	+各40mm以内 1レーンの幅は 1m220で6 レーン以上とす る 長さ114m 以上																											
<p>走路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>直走路</th> <th>曲走路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上</td> <td>1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンと する</td> </tr> </tbody> </table>		直走路	曲走路	1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上	1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンと する	<p>走路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>直走路</th> <th>曲走路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上</td> <td>1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンと する</td> </tr> <tr> <td>1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとす る 長さ114m 以 上</td> <td>1レーンの幅は 1m220で6 レーン 以上とする</td> </tr> </tbody> </table>		直走路	曲走路	1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上	1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンと する	1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとす る 長さ114m 以 上	1レーンの幅は 1m220で6 レーン 以上とする																	
直走路	曲走路																													
1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上	1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンと する																													
直走路	曲走路																													
1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとする 長さ115m 以上	1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンと する																													
1レーンの幅は 1m220で8レーン 又は9レーンとす る 長さ114m 以 上	1レーンの幅は 1m220で6 レーン 以上とする																													
<p>跳躍場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>仕様・細則に 示す数</th> <th>仕様・細則に 示す数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕様・細則に 示す数</td> <td>仕様・細則に 示す数</td> </tr> </tbody> </table>		仕様・細則に 示す数	仕様・細則に 示す数	仕様・細則に 示す数	仕様・細則に 示す数	<p>跳躍場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>仕様・細則に 示す数</th> <th>仕様・細則に 示す数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕様・細則に 示す数</td> <td>仕様・細則に 示す数</td> </tr> </tbody> </table>		仕様・細則に 示す数	仕様・細則に 示す数	仕様・細則に 示す数	仕様・細則に 示す数																			
仕様・細則に 示す数	仕様・細則に 示す数																													
仕様・細則に 示す数	仕様・細則に 示す数																													
仕様・細則に 示す数	仕様・細則に 示す数																													
仕様・細則に 示す数	仕様・細則に 示す数																													
<p>投てき場</p> <p>ただし、円盤投とハンマー投サークルは兼用してもよい</p>		<p>投てき場</p> <p>ただし、円盤投とハンマー投サークルは兼用してもよい</p>																												
<p>競技場にて開催 できる 競技の種 別の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会</th> <th>加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会</th> <th>加盟団体等が主催する競技会</th> <th>加盟団体が主催する記録会、加入団体等の競技会・記録会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会</td> <td>加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会</td> <td>加盟団体等が主催する競技会</td> <td>加盟団体が主催する記録会、加入団体等の競技会・記録会</td> </tr> </tbody> </table>		本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会	加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会	加盟団体等が主催する競技会	加盟団体が主催する記録会、加入団体等の競技会・記録会	本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会	加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会	加盟団体等が主催する競技会	加盟団体が主催する記録会、加入団体等の競技会・記録会	<p>競技場にて開催 できる 競技の種 別の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会</th> <th>加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会</th> <th>加盟団体等が主催する競技会</th> <th>加盟団体が主催する記録会、加入団体等の競技会・記録会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会</td> <td>加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会</td> <td>加盟団体等が主催する競技会</td> <td>加盟団体が主催する記録会、加入団体等の競技会・記録会</td> </tr> </tbody> </table>		本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会	加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会	加盟団体等が主催する競技会	加盟団体が主催する記録会、加入団体等の競技会・記録会	本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会	加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会	加盟団体等が主催する競技会	加盟団体が主催する記録会、加入団体等の競技会・記録会											
本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会	加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会	加盟団体等が主催する競技会	加盟団体が主催する記録会、加入団体等の競技会・記録会																											
本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会	加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会	加盟団体等が主催する競技会	加盟団体が主催する記録会、加入団体等の競技会・記録会																											
本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会	加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会	加盟団体等が主催する競技会	加盟団体が主催する記録会、加入団体等の競技会・記録会																											
本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会	加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会	加盟団体等が主催する競技会	加盟団体が主催する記録会、加入団体等の競技会・記録会																											

WA 広告規程改訂に伴う国内適用について

WA 広告規程改訂(2019 年 12 月)に伴いユニフォームへの表記を 2020 年 4 月以降下記のパターンとする。国内の広告規定の改訂については追って実施する。

各大会の大会要項により制限される場合がある。

<着用対象大会>

	WA 新規定	国内適用
国際競技会	○	×
国内競技会		○

<表記に関する考え方>

- * クラブ名 = 登録所属名、あるいはそのクラブ名を表すグラフィック とする。
- * スポンサー名/ロゴは商品名、サービス名でも可とする。
- * アイテムごとに表示するスポンサーを変更することはできない。
- * 製造メーカーロゴは 40cm² 以内、高さ 5cm 以内とし、上半身、下半身にそれぞれ 1 ヶ所ずつとする。

<WA 新規定>

* 最大で下記まで表示できる

* 名前/ロゴのサイズは 40cm²(高さ 5cm 以内)、着ける場所は問わない(前後でも可)

* 製造メーカー名/ロゴ以外の 2 ヶ所は別の会社のものではないといけない

* 上半身と下半身で別のスポンサー名/ロゴを表示することはできない。

● 上半身:いずれかの方式で表示可能

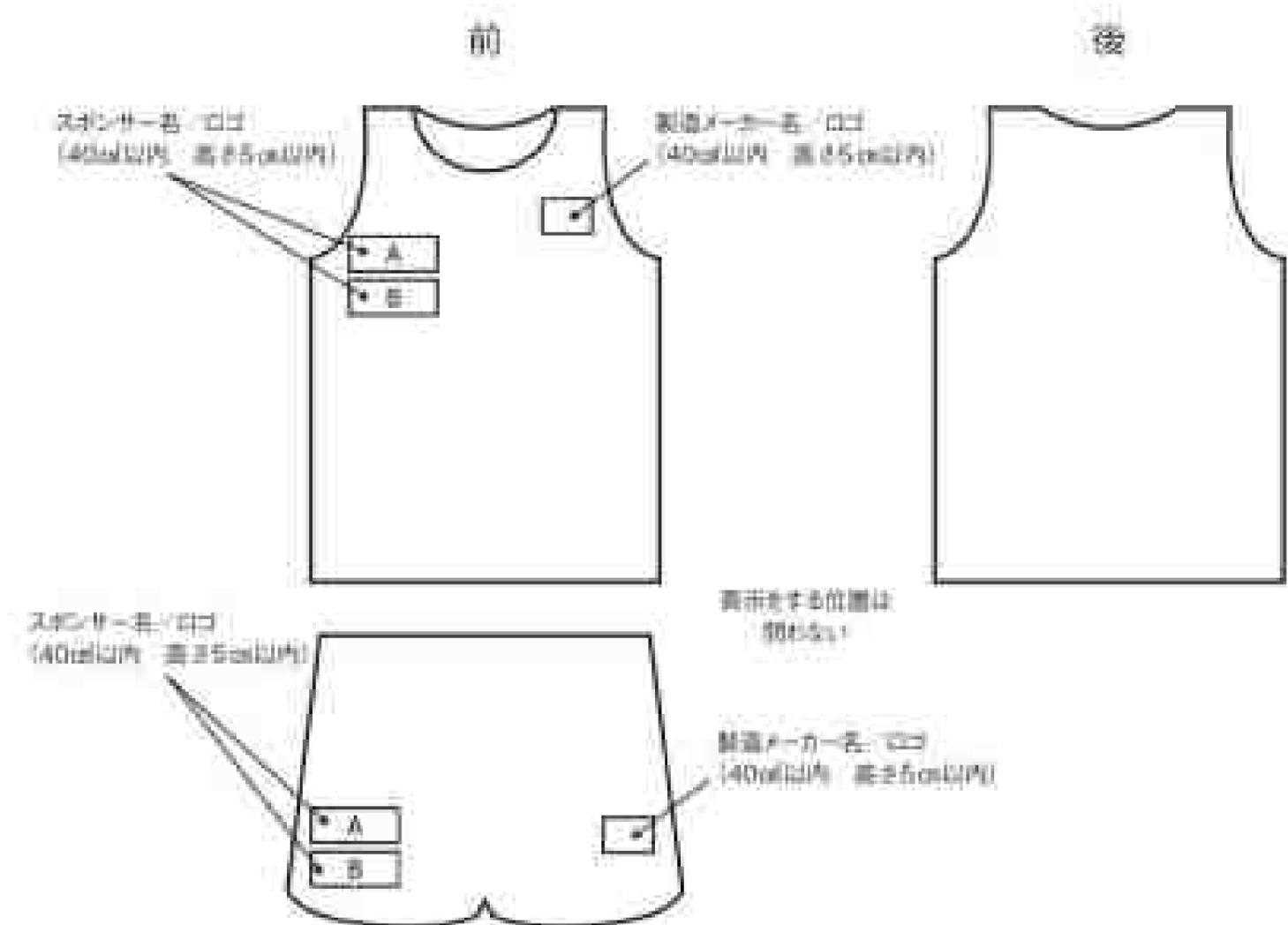
◇ スポンサー名/ロゴ×2

◇ スポンサー名/ロゴ×1+登録所属名/ロゴ×1

● 下半身 :いずれかの方式で表示可能

◇ スポンサー名/ロゴ×2

◇ スポンサー名/ロゴ×1+登録所属名/ロゴ×1



<国内適用>

○ 学校以外

*最大で下記まで表示できる

*登録所属名/ロゴは当面、スポンサー名/ロゴでも可とする。

*クラブ名とスポンサーは同じ会社の別のサービス名でも可とする。

*上半身と下半身で別のスポンサー名/ロゴを表示することはできない。

● 上半身

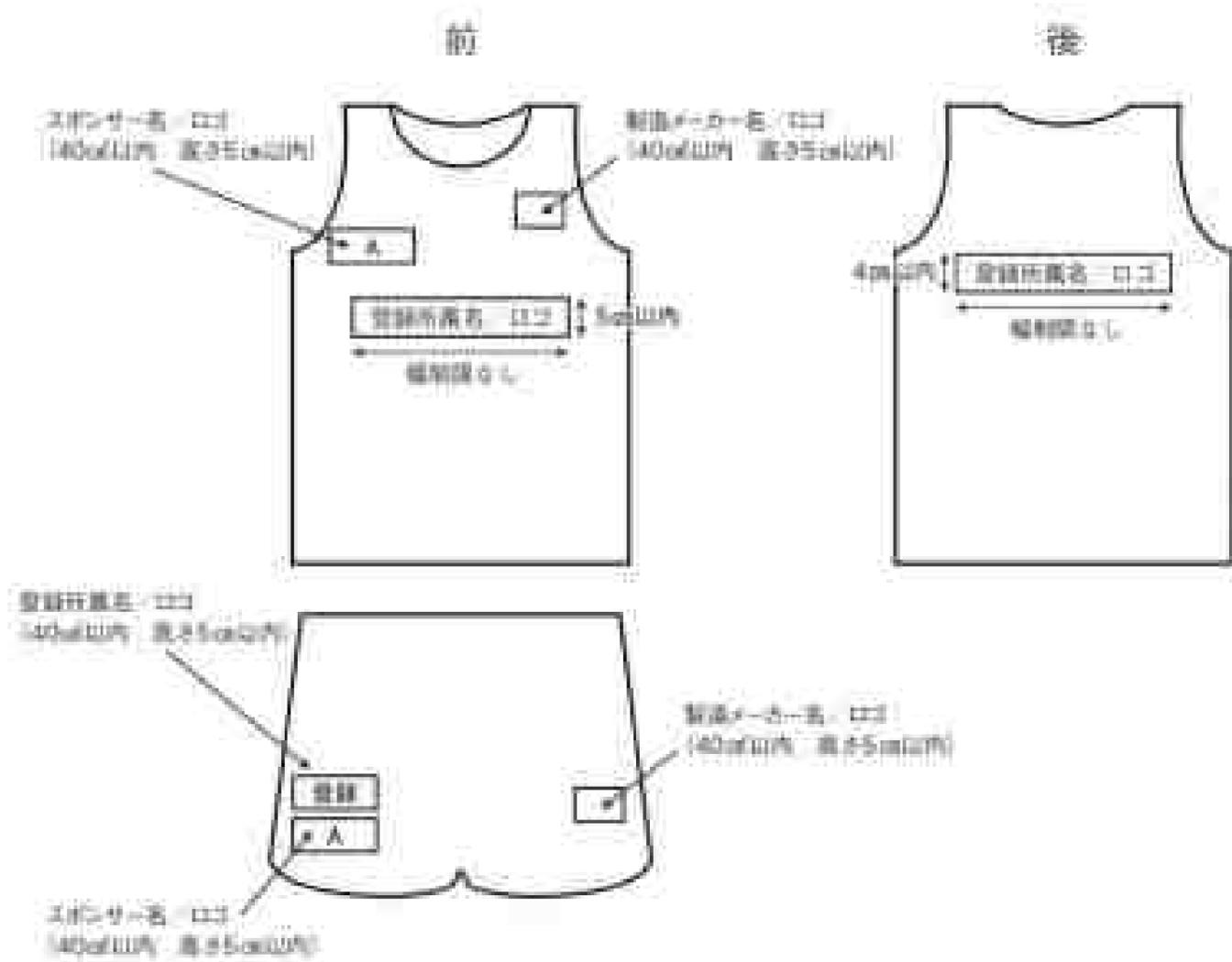
◇ 前:スポンサー名/ロゴ×1(40cm²以内 高さ5cm以内)

+登録所属名/ロゴ×1(高さ5cm以内、幅制限なし)、

後:登録所属名/ロゴ×1(高さ4cm以内、幅制限なし)

● 下半身

◇ スポンサー名/ロゴ×1+登録所属名/ロゴ×1(それぞれ40cm²以内、高さ5cm以内)



<国内適用>

○ 学校

* 最大で下記まで表示できる

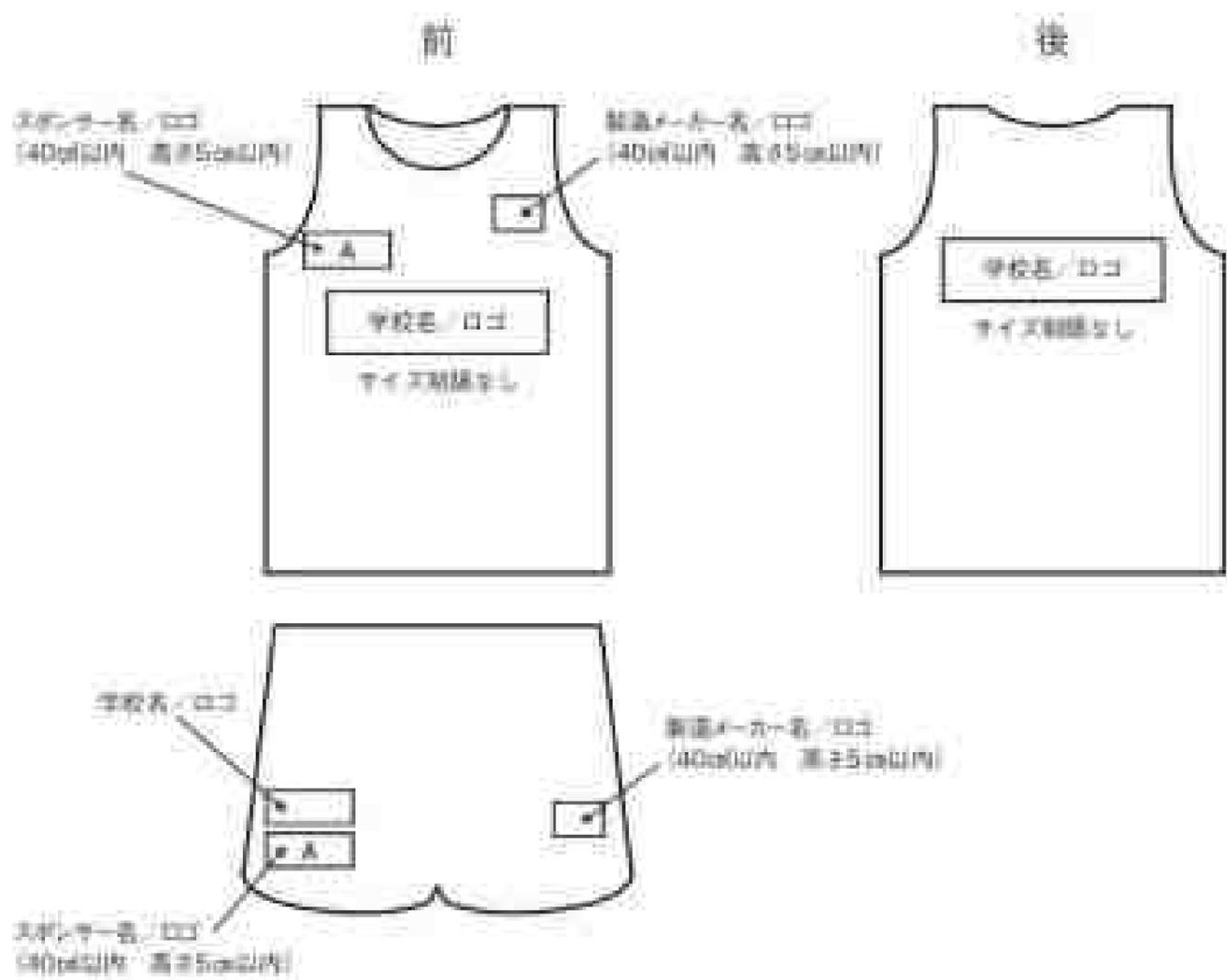
* 上半身と下半身で別のスポンサー名/ロゴを表示することはできない。

● 上半身

- スポンサー名/ロゴ(40cm²以内 高さ5cm以内)×1
+学校名/ロゴ(大きさ制限なし)を前後1ヶ所ずつ

● 下半身

- スポンサー名/ロゴ×1+学校名/ロゴ×1
(スポンサー名/ロゴは40cm²以内 高さ5cm以内、学校名/ロゴは制限なし)



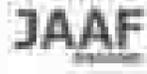


2020年度 審判講習会

2020年度競技規則修改正

(一財)長野陸上競技協会 競技運営委員会
審判副部長 小林 幸太郎

1




1、世界陸連関係①

2019年11月～
組織名称の変更

国際陸連 (IAAF) ⇒
世界陸連 (WA=World Athletics)

- * 1 今年度は、移行期のため文章などには、IAAFの表記が残っているものもある。
- * 2 日本陸連 (JAAF) の変更無し

2




1、世界陸連関係②

2019年11月～
規程類番号体系の変更

(現行) Competition Rules ⇒
Competition RulesとTechnical rules
に分けられ再編成された。

* 2020年度日本陸連競技規則は昨年度と同じ体系である。

3

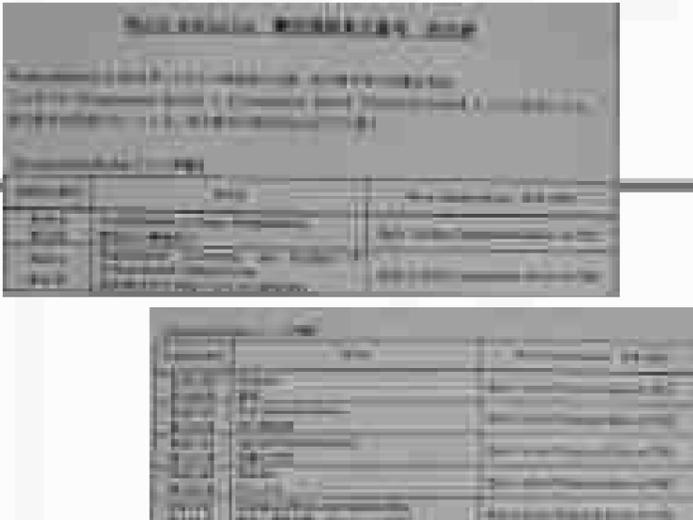


Table with 2 columns: Rule Number, Rule Name. It shows the mapping of old rule numbers to new ones under the new system.

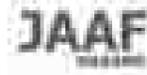
4




2020年度競技規則 修改正ポイント

2020年4月1日適用

5




審判長の任務 (明確化)

混成競技において、スタート審判長が任命されている場合の混成競技審判長との所管任務の明確化

- ① スタート審判長
混成競技でもスタート審判長の業務をおこなう
- ② 混成競技審判長
スタート審判長の業務以外の混成競技の業務をおこなう

6

JAAF

審判長の任務（明確化）
 審判長による警告、除外が「リレー・チーム」も対象になる

*「競技者個人」に加え「リレー・チーム」も警告、除外対象へ

 イエローカード=警告
 *2回で失格となり、競技会から除外

7

JAAF

リレーで除外処分を受けた場合のチーム・個々の選手の取り扱い【明確化】

①除外により失格になるのは当該種目での当該チーム単位

②当該チームが失格となっても、個々の選手は単独種目、混成競技の個別種目への出場、チームも他のリレー種目への出場は可能

8

《説明》
 チームの警告数は個人には累積しない。「個人」と「リレー・チーム」の警告、除外に関しては、別々に考える。リレー種目ごとに警告、除外がチームに累積する。

ケース①
 個人でイエローカードを2枚もらいレッドカードで競技会から除外された場合
 ⇒ それ以後の個人種目及びリレーには参加できない

ケース②
 4×100mRでチームが除外（レッドカード）された場合
 ⇒ リレーメンバーはリレー以後の個人種目及び、他のリレー種目には参加できる（4×400mRなど）

9

JAAF

失格対象としての「リレー・チーム」の扱い【明確化】

①リレーで「チーム」で除外処分を受けた場合
 除外処分を受ける前のラウンドまでの記録は有効。

②リレーの際のレーン侵害行為（§163-3,4）は「リレー・チーム」が失格対象

10

JAAF

計測員（科学）の任務（動作）【変更】

測定装置の動作確認のタイミング
 （従来）競技開始前と終了後
 （変更）競技開始前のみ



*競技中の動作異常に備え、
 鋼鉄製巻尺は競技場所に常に用意しておく

11

JAAF

用語の見直し【変更（国内）】

世界陸連：Athlete Bibs

日本陸連：（従来）ナンバーカード（ピブス）
 ⇒ アスリートピブス（ピブス）に変更・統一

*国内でも大会によっては「氏名」表示が定着していることから変更する

12

JAAF

助力と見なさず、許可する行為【追加①】

競技役員や主催者から任命された者が（倒れた選手を）立ち上がらせたり、医療支援を受けられたりするための身体的手助けは助力としない

* 国内では昨年度のルール改正でおこなっていることが、国際ルールにも同じようなことが記載されるようになった

13

JAAF

助力と見なさず、許可する行為【追加②】
電子掲示等による競技経過時間等の提示を助力としない

《掲示場所に注意が必要》

①主催者が用意する場合
競技エリア内も可（例、ランニングタイマー）

②競技者（関係者）が用意する場合
競技エリア内は不可、競技エリア外であれば認められる。

【イメージ例】
スピードスケートのラップをチーム関係者が選手に教えるようなこと

スピードスケート専門店 スピードスター参照

14

JAAF

男女混合競技を認める条件【明確化・追加】

【トラック競技】

①5000m以上の競技
②十分な人数がそろわない
③他性別間での助力行為の禁止

*〔国内追加〕男女いずれかが8名以内、かつ男女合計が30名以内の場合のみ可

【フィールド競技】

①男女別々に記録用紙作成、
②各ラウンドの試技順は性別ごとにでも交互にでも可
③試技時間は競技をおこなっている試技者数全体で判断

15

JAAF

スタートの再定義【明確化①】

・不正スタート規則の適応状況を鑑み、
§162-5〔国内〕は競技規則から削除

・尚、競技者のレベルに特に配慮する必要がある場合は、各競技会の競技注意事項等で別途、適応ルール定めることは妨げない

【例】
小学生や一般市民の大会など、

16

JAAF

スタートの再定義【明確化②】
競技者は信号機の発射音を聞くまではスタートを開始してはならない

【スタート開始の定義】

a. クラウチング・スタートの場合
結果的にスターティング・ブロックのフットプレートから片足または両足が離れようとしている、あるいは、地面から片手または両手が離れようとしているあらゆる動作

b. スタンディング・スタートの場合
片足または両足が地面から離れようとする結果になるあらゆる動作。

17

JAAF

スタートの再定義【明確化③】

①信号機の発射前に、動き始めて止まらずにスタートの開始に結びつく動きと判断した場合は不正スタート（赤黒カードの対象）

②【明確化②】のa, b以外（ピクつき動作など）のあらゆる動作はスタートの開始動作とはみなさない（グリーンカードの対象）

③但し、【明確化②】のa, b以外（故意でのピクつき動作、周りの選手に迷惑をかけるなど）のあらゆる動作は不正スタート以外での対象になる場合がある（イエローカード、レッドカードの対象）

18

JAAF

直線競走の逆走【変更・追加①】

2020年度競技規則修改正において「逆走」を認める
直線競技（100m、100mH、110mH）で逆走するときは、公式に計測された競技場において、かつ審判の諸設備が整っている場合に限る

【条件】
逆走用の検定、設備（例：写真判定装置）
*逆走を実施する場合、施設用器具に相談

19

JAAF

直線競走の逆走【変更・追加②】

- ・逆走用のトラック上のマーキングはない
- ・レーンナンバーは左手側から順に「レーン1」
- ・風力風向計測計は第1レーンに隣接して設置する

20

JAAF

ハードルの失格の定義【明確化】

①ハードルを越える瞬間に、足または脚がハードルをはみ出て（どちら側でも）バーの高さより低い位置を通ったとき

②手や体、**振り上げ脚の上側**（抜き足ではない、「すね」とは限らない）で、いずれかのハードルを倒すか移動させたとき

③直接間接を問わず、レース中に他の競技者に影響を与えたり妨害するような行為やほかの規則に違反する行為で、自分のレーンやそのレースの他の競技者のレーンのハードルを倒したり移動させたとき

21

JAAF

バトンの受渡し時にバトンを落とした場合の対応【変更①】

（従来）バトンが、渡し手と受け手の両方に触れられている状態ならどちらが拾っても可

（変更）バトンが、渡し手と受け手の両方に触れられている状態ならば、バトンパスが完了していないので渡し手が拾わなければならない

22

JAAF

バトンの受渡し時にバトンを落とした場合の対応【変更②】

①バトンパスが開始される前
前走者が拾う

②バトンパスが開始から完了までの間
前走者が拾う

③バトンパスが完了した後
次走者が拾う

*従来は、②のときは、どちらが拾ってもよかったが2020年度から前走者が拾うことに変更

23

JAAF

個人所有投擲物の持ち込み個数の制限【追加】

- ・原則2個までに変更

技術総務が認めれば3個以上も認められる場合があるが下記を守ること

- *1 競技注意事項等に明記または、関係者全員に事前告知の必要がある
- *2 出場者全員に等しく適応（特定の競技者のみ認めてはならない）

24




混成競技の実施時間【追加】

従前：連続する2日間で実施

改正：連続する48時間で実施
(IAAF：2019年3月にすでに改正)

25



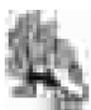

競技用靴の規制【追加】①

①市販
4カ月前から誰でもオープンな市場で容易に購入できる

②靴底厚さ規制
スパイクなし：40mm
スパイクあり：30mm

③競技用靴底に挿入が認められているブレードの枚数
具体的な数：1枚のみ

26

競技用靴の規制【追加】②

《説明》
誰でも手に入れられるシューズで、世界的メーカーから現在販売されているシューズに関しては、規定を満たしているため神経質になる必要はない
もし競技中、審判長が疑義を抱いたら、当該靴を提出させることができる

27




その他の修正一覧①

- ・スターターの役割（明確化） §129-2
全ての競技者にとって公平なスタートを保証することに責任を持つ
- ・性別の定義【明確化】 §141-4、5
- ・写真判定装置の作動状況での記録の扱い【明確化】
 - ①スタート時は自動的に動作しないが、フィニッシュ時は自動的に作動 §165-17
⇒ 手動計時と同じ
 - ②スタート時は自動的に作動するが、フィニッシュ時は自動的に動作しない §165-18
⇒ 手動計時でも写真判定でもない

28




その他の修正一覧②

- ・〔国際〕U18男子障害物競走【追加】 §169-5
規格 高さ838mm *但し、国内では実施せず
- ・競歩におけるペナルティゾーン関係の判定者【変更】
 - ①ペナルティゾーンに入るように命じられても入らない場合や定められた時間、とどまらない場合の失格判定は審判長が行う §230-7(c)
 - ②保形関連の失格判定は競歩審判主任が行う §230-4
- ・世界記録が公認される種目・日本記録が公認される種目【削除】
競走競技 男女20000m、25000m、30000m §161、266-10

29




施設用器具関連

- 〔国内〕 §148-4に合わせた計測単位表記
(原則) 全般
- 〔国際〕水濠規格の明確化 §169-6
- 〔国際〕走高跳の助走路の最大許容傾斜度
の変更 1/250 ⇒ 1/167
§182-4

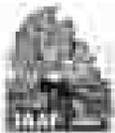
30

JAAF 2019年度全国競技運営責任者会議 2日目 分科会B

リレーに関する確認事項

- ・バトンパスの定義について
- ・リレー競技におけるYCの扱いについて

公益財団法人 日本陸上競技連盟 競技運営委員会
競技規則検討プロジェクトチーム



0

◆ バトンパスの定義について

【第170条7[注釈】】 ※新規追加

バトンパスが開始され、バトンパスが完了していない状態でバトンを落とした場合には、バトンは渡し手（前走者）が拾わなくてはならない。バトンパスが完了し、受け手（後走者）が唯一の保持者となった後にバトンを落としたら、受け手が拾わなくてはならない。

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI



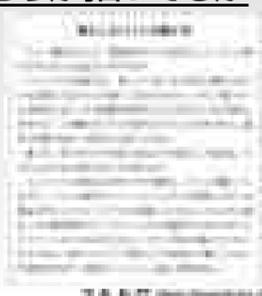
1

◆ バトンパスの定義について

2019年度までの陸連解釈

「バトンパスが開始され、渡し手と受け手の両方に触れられている状態ならばどちらが拾ってもかまわない。」

(審判ハンドブックP.259コラム
「落としたバトンの扱い方」より)



Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI



2

◆ バトンパスの定義について

«修正の背景»



⇒世界リレー開催にあたり、IAAF(※当時)と確認をしていく中で、国内の運用と異なることが判明

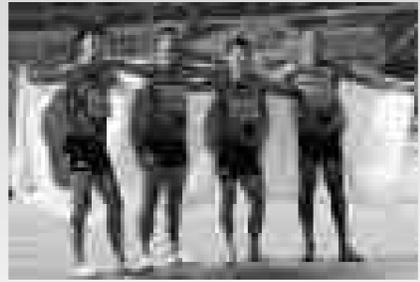
Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI



3

◆ バトンパスの定義について

«修正の背景»



⇒リレーで金メダルを目指している国のルールが、世界と異なっているわけにはいかない。

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI



4

◆ バトンパスの定義について

«IAAF(※当時)とのやり取り»

My interpretation is that until the incoming athlete finished the passing, he has to pick it up, and when the baton is already in full possession of the outgoing athlete, then he is the one to pick it up.

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI



5

◆ バトンパスの定義について

«IAAF (※当時)とのやり取り»

My interpretation is that until the incoming athlete finished the passing, he has to pick it up ,

バトンパスが終わるまでは、渡し手（前走者）がバトンを拾わなくてはならない。

6

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

6

◆ バトンパスの定義について

«IAAF (※当時)とのやり取り»

受け手（後走者）が完全にバトンを保持したら、受け手がバトンを拾う唯一の者となる。

and when the baton is already in full possession of the outgoing athlete, then he is the one to pick it up.

7

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

7

◆ バトンパスの定義について

«国内解釈の見直し»

- ・「唯一のバトン保持者」がバトンを持って走る、落としたら拾う義務あり。
- ・バトンパスが完了するまではバトンの唯一の保持者は「渡し手」であり、「受け手」は保持者ではない。
- ・従って、バトンパスの途中で、あるいはバトンパスが完了していない状態でバトンを落としたり、バトンは渡し手（前走者）が拾わなくてはならない。

8

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

8

◆ バトンパスの定義について

«「保持者」のイメージ»

旧解釈 完了 どちらでも良い 開始

新解釈 前走者が拾う

9

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

9

◆ (参考) 受け渡しの解釈の確認 (2018)

【第170条7】

バトンのパスは、受け取る競技者にバトンが触れた時点で始まりに渡し、唯一のバトン保持者となった瞬間に成立する。

⇒「触れた時点」「唯一の保持者になった瞬間」がゾーン内であることは当然だが、バトンパスの最中（開始～完了の間）にバトンがゾーン外に出たものは、失格の対象となる

10

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

10

◆ (参考) 受け渡しの解釈の確認 (2018)

✕ ゾーンに戻り手渡し (パスの完了) 一旦触れる (パスの開始) バトンがゾーン外へ

○ ゾーンに戻り手渡し (パスの完了) 一旦触れる (パスの開始) 次走者のみゾーン外へ バトンはゾーン内に留まる

11

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

11

◆ リレー競技におけるYCの扱いについて

【第125条 5】 ※一部変更（追加）

審判長は競技者にあるまじき行為、下品な行為をした競技者やリレーチーム、第144条、…に違反があった競技者やリレーチームに警告を与えたり、当該種目から除外したりする権限を持つ。

★「競技者」⇒「競技者 や リレーチーム」

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

12

◆ リレー競技におけるYCの扱いについて

【第145条 3】 ※追加（項番変更）

…この失格は当該リレー種目のみに適用されるもので、個々の選手は当該大会の混成競技の個別種目への出場やリレー以外の個別種目への出場、リレーチームもその後に行われる他のリレー種目への出場が妨げられるものではない。

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

13

◆ リレー競技におけるYCの扱いについて

【例1】

4×100mR予選 100m予選 → ?

チームとして YC 個人で YC

個人とチームは別のもの
累積はされない

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

14

◆ リレー競技におけるYCの扱いについて

【例2】

400mR予選 400mR決勝 走幅跳決勝 → ?

チームで YC チームでYC (⇒YRC)

チームは失格だが、個人種目に影響はない。(出場可)

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

15

◆ リレー競技におけるYCの扱いについて

【例3】

400mR予選 400mR決勝 1600mR予選 → ?

チームで YC チームでYC (⇒YRC)

他のリレー種目なので、影響はない。(出場可)

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

16

◆ リレー競技におけるYCの扱いについて

【例4】

100m予選 200m予選 400mR決勝 → ?

個人で YC 個人でYC (⇒YRC)

当該選手は競技会から除外なので、メンバーに入れない。
※他の選手で出場可

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

17

競技会での事故防止に向けて

競技運営委員会

昨年度の講習会において衝突事故防止について話題提供し、トラック・インフィールドへの入退場の導線の確認をするとともに、用器具類の設置・保管場所への配慮、審判員・補助員の適正な配置と待機場所の検討についてお願いした。また、県陸協主催大会において投てき競技の補助員の待機場所について指導を行い、安全な運用を行っていただいた。

しかし、残念ながら地区主催の競技会において補助員に投てき物が接触し、救急搬送された事故が起きてしまった。幸いにして軽傷で済み後遺症等もなかったが、死亡事故につながりかねない重大な事故だったと認識している。また、国民体育大会の練習場において本県選手も関係している接触事故が発生した（主催者側の不備（適切に審判員が配置されていなかった）も指摘されている）。事故防止に向けて全審判員の理解のもと、競技会の運営を行っていただくよう改めて依頼する。

- 投てき競技の補助員については、原則として中学生の配置はしない。（砲丸投を除く）
- 審判員・補助員共に、投てき物や競技者から目を離さないよう心掛ける。
- 投てき競技の補助員の待機場所は角度線近くではなく、競技者控えテント近くなどとする。
（安全面+クリーンアベニュー（マグサインや投てき場所が、補助員の陰になって見えないという指摘もある）の観点から）
- ウォームアップ場係の育成と適切な配置を検討するとともに、ウォームアップ場（雨天走路を含む）使用のルールの周知（レーンやエリアによる規制）を行う。

以下、昨年度の講習会資料を再掲するので併せてご確認願います。

昨年度資料

競技場内における衝突事故防止に向けて

競技運営委員会

- ◆県選手権において、走幅跳ピットで練習をしていた選手と、トラック競技で任務を終えて走幅跳ピットを横切ろうとした審判員が衝突し、両名とも救急搬送される事故が起きた。
- ◆今年度の高校総体において、リレー競技を終えた選手が走って戻ったため、審判員に接触している。
- ◆県内においては、過去にレーンイン後にコースを横切った審判員がスタート練習をしていた選手と衝突したり、リレーの監察マーカーを置こうとした審判員が後続チームとあわや接触という場面があったりするなど、接触・衝突事例が絶えない。
- ◆接触・衝突には至らなかったが、あわや接触といった「ヒヤリ・ハット」も少なくない。
- ◆全国的には、衝突事故による死亡事例もある。

《運営する立場から》

- マーシャルの適切な配置により、競技場内のコントロールを確実に行う。（機動力のあるマーシャルの育成を進める）
- 競技場内で選手に練習を許可した場合は、コーン等で分かりやすくエリアを設定した上で、審判員の監督のもと行うようにする。（審判員が監督できないのであれば、練習は許可しない）
- 練習会場のエリアコントロールと、それを監督するための役員の確保に努める。
- 「ヒヤリ・ハット」の情報を事故防止に生かせるよう、共有する方法を検討。

《審判員・補助員の皆さんへ》

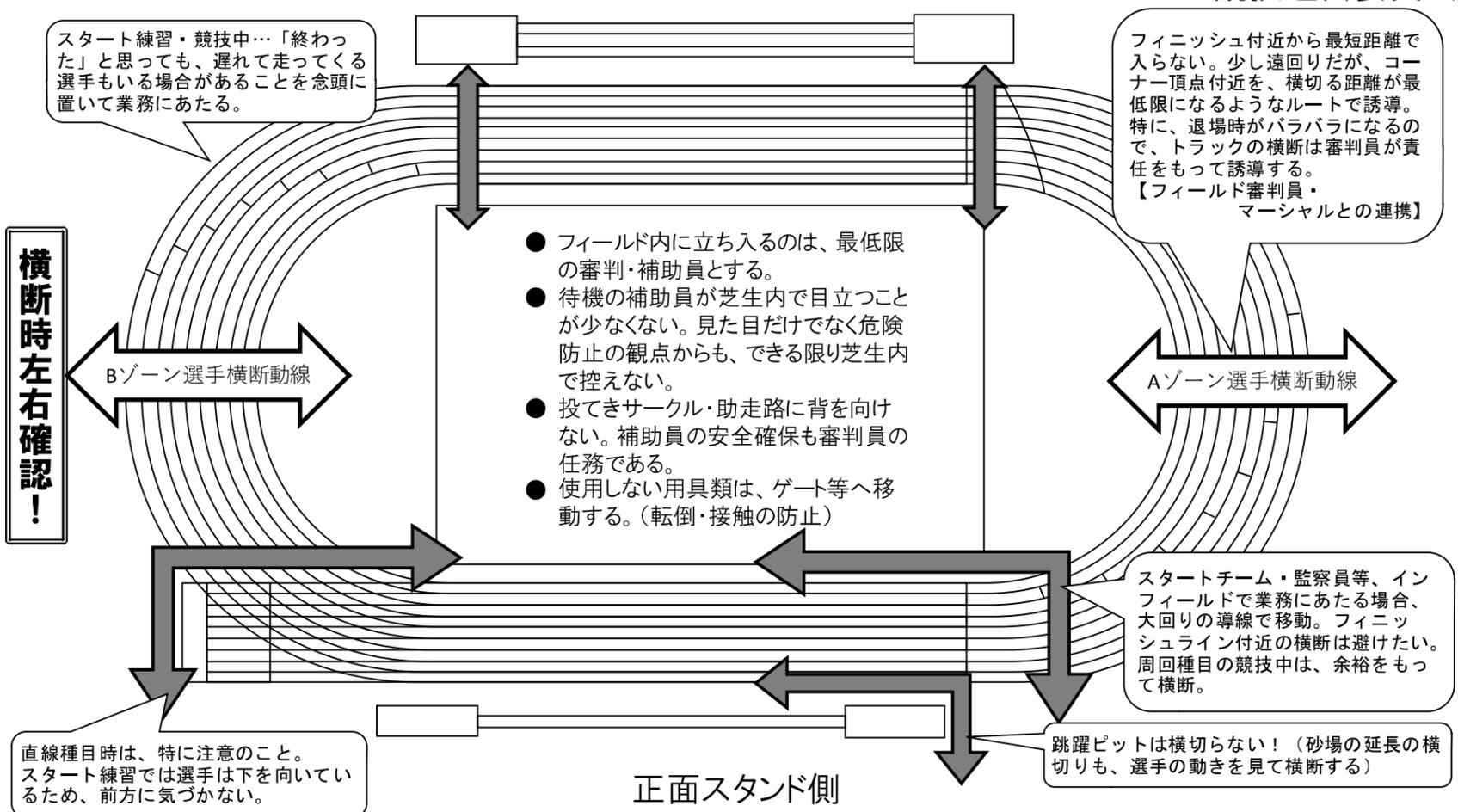
- トラック・インフィールドへの入退場の導線は、走路を使っている・いないに関わらず、別を示す基本導線を通る。(普段の習慣が、事故につながる／事故を防げる。)
- 横断時は、左右の確認を必ず行う。選手通過時の直前の横断は絶対に行わない。
- 用器具類の設置・保管場所に気を配るなど、クリーンアベニューに努める。(見た目だけでなく、事故防止の観点。)
- 審判員・補助員の適正な配置、待機場所の検討を行う。(特に投てき競技)
- 選手のためを思うからこそ、180条-2の遵守(競技開始後の練習…審判員が管理しきれないための規則⇒安全の確保のための規則)

《選手の皆さんへ》

- 練習会場での約束(使用レーン・使用方法等)の遵守
- ルールを守り、事故を防ぐ…180条-2の遵守(競技開始後は練習目的で次のものは使えない。①助走路・踏切場所 ②棒高跳用ポール ③投てき用具 ④サークル・着地場所)
- 練習を行う場合は審判員の指示に従った上で、安全に行う。(会場にいるのは自分だけではない)
- スタート練習は、視線が下になるため前方の安全確認が難しいことを自覚する。
- 競技場内に入る際は、審判員の指示に従う。(最短距離の移動ではなく、安全なルートで)

《競技場内の入退場動線》

長野陸上競技協会
競技運営委員会



- ★ 「魅せる競技会」は、BGMを流してアナウンスで盛り上げるだけではない。審判員のキビキビとした動き、正確で素早いジャッジ、選手に注目できる環境、選手が安心して競技できる環境。「物を片付ける・最低限の審判員」→”見た目の良さ”だけでなく、”安全確保”(転倒・接触防止)
- ★ 今までの競技運営の向上への努力に、感謝します。さらに高めていくために…各方面から、長野陸協の競技運営について高い評価をいただいています。ここでもう一度基本に戻って、「当たり前のこと」を「面倒くさがらず」にお願いします。

JAAF 長野陸協審判講習会資料

抗議と上訴の手順について

～総務・審判長の役割の整理と理解～

日本陸上競技連盟 競技運営委員会 委員/JTO
長野陸上競技協会 競技運営委員長
青柳 智之



0

◆ 総務と審判長の役割

【総務】…Meeting Manager
競技会の総責任者。競技会を順調に進行させる責任を負う。役員の任を解く権限を有する。(総務員…Assistant Meeting Manager)

【審判長】…Referee
競技規則と競技注意事項が遵守されているかどうかを監視する責任を負い、抗議や不服申し立てを裁定する。

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-AOYAGI



1

◆ 総務と審判長の役割

【総務】に就くために…
競技場で起こっている全てを見て、適切な指示を出すことができることが必要。

【審判長】に就くために…
競技中に起こった技術的問題や、競技規則等に明確に規定されていない事項について決定できることが必要。

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-AOYAGI



2

◆ 総務と審判長の役割

『審判長に、競技会を開始させる権限はありません！』

⇒そのため、数年前より県陸協主催大会では開始式等で審判長による「競技開始宣言」を廃止しています。

※どうしても「競技開始宣言」を入れたい場合は、大会長などが務められるのが適切です。(審判長は、偉くない。)

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-AOYAGI



3

◆ 抗議の手順

【ポイント】

- 抗議なのか？ 質問なのか？
- 競技結果正式発表時刻の把握
- 抗議提出時刻の確認
(当日に次ラウンド…15分 その他…30分)
- 抗議内容の正確な把握 (県陸協ではTIC記録用紙に記入してもらっている)
⇒抗議内容が次々に変わっていくのを防止
- 審判長が判断した証拠 (根拠) の確認
- 判断可能な証拠の収集
- ジュリーへの連絡 (第一報)

結果発表
↓
口頭で抗議
↓
TIC 担当総務員

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-AOYAGI



4

◆ 抗議の手順

【ポイント】

- 関係部署の審判員からの事実確認
- 監察ビデオの確認
- 利用可能な証拠の収集、確認
(抗議者のビデオも参考にしてもよい)
- 抗議者が裁定を受け入れればここで落ち着！
- 審判長は担当総務員・TICに裁定を伝えた時刻を連絡する。

審判長
↓
裁定・理由説明
↓
TIC 担当総務員

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-AOYAGI



5

◆ 上訴の手順

審判長
裁定理由
説明

不服・上訴

TIC
担当総務員

Jury

【ポイント】

- 審判長の裁定に納得できない場合は上告。
- 上訴提出時刻の確認…裁定伝達時刻から（当日に次ラウンド…15分 その他…30分）
- 上訴申立書の記入と預託金10000円
- 預託金10000円の預かり証の発行
- 申し立て内容の確認
- 審判長・関係部署からの事実確認
- 監察ビデオ・利用可能な証拠の確認
- 協議・裁定・その結果と理由を裁定書へ

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

6

◆ 上訴の手順

Jury

裁定書

TIC
担当総務員

【ポイント】

- ジュリーからの裁定文書で裁定結果を伝達。
- ジュリーの意見が分かれても、決定は総意。
- 上訴が受け入れられた場合のみ預託金の10000円を返金する。
- 最終決定の伝達は担当総務員が粛々と行う。裁定結果は簡潔に示す。
- 対応は冷静に、言葉遣いは丁寧に。
- 部外者は口出ししない。

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

7

◆ 抗議・上訴のフローチャート

第1段階 抗議

結果発表

結果の正式発表時間、抗議申し出時間の記録
監視ビデオ再生手配 裁定申し渡し時間の記録

抗議 (口頭) → ① 担当総務員 → ② 総務 → ③ 審判長

つぎのラウンドがある場合は15分以内、決勝は30分以内
申し出後控え室で待機

③ 裁定・理由説明 (口頭)

審判長
審判員からの事情聴取
監視ビデオチェック
有効な判断材料収集
裁定

③ 審判長裁定を受け入れた場合はここで落着

② 情報 Jury

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

8

◆ 抗議・上訴のフローチャート

第2段階 上訴

審判長裁定 審判長裁定を不服として上訴する場合

抗議者 → ④ 申立書・預託金 → ④ 担当総務員 → ⑤ 総務

つぎのラウンドがある場合は15分以内、決勝は30分以内
提出後控え室で待機

④ 申立書に各時間や受理者名等の必要事項を記入
預託金預かり証発行 文書コピー

⑤ 審判長経由

⑥ 最終決定 (文書)

⑦ 最終決定伝達 (文書)

Jury
審判長や関係審判員からの状況聴取・監視ビデオチェック・有効な判断材料収集検討
協議 (見解が分かれた場合は審判長裁定支持) 決定
裁定書に決定理由を簡潔に記入

預託金：上訴が受け入れられた場合は返金、却下された場合は没収

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

9

◆ おわりに

2020シーズンもよろしくお願いいたします。



日本陸上競技連盟 競技運営委員会 委員/JTO
長野陸上競技協会 競技運営委員長 青柳 智之

Copyright (C) 2020 JAAF All Rights Reserved. T-ADYAGI

10

〈はじめに〉

○2019 年 11 月から、国際陸連 (IAAF) から世界陸連 (WA) に名称が変更されています。

※日本陸連 (JAAF) に変更はありません。



○競技規則の体系が変更になり、「Competition Rules (CR)」と「Technical Rules (TR)」に分けられます。例) 第 163 条 2 (a) → TR17.2.1

※2020 年度日本陸連競技規則は従来の体系で記載 (新体系を併記) します。

〈2020.4.1 適用の修改正〉

○第 143 条 2,5,12,13 競技用靴

靴底の厚さ規制・市販品 (4 ヶ月前から)・審判長が疑義を抱いたら、当該靴を提出。

⇒公平性の理念から、上限等が加えられた。スパイクのある靴の上限は 30mm、スパイクのない靴の上限は 40mm。挿入可能なプレートは 1 個のみ。

※現行のルールで、走高跳と走幅跳の靴底の厚さは 13mm 以内、走高跳のかかとの厚さは 19mm 以内と定められています。

※医事的理由によるカスタマイズ (カタログに掲載されているモデルを選手の足に合わせて靴底などに修正を加えたもの) は、認められます。

※主要メーカーの靴は、基本 WA の審査を通過しているので、過敏になる必要はありません。

○第 143 条 7~10 用語の見直し (国内)

ナンバーカード (ビブス) ⇒ アスリートビブス (ビブス) に名称変更。

⇒ナンバーではなく競技者名を記載する競技会も増えてきたことへの対応です。

○第 145 条 失格—リレーで除外処分を受けた場合のチーム・個々の選手の扱いの明確化

除外によって失格になるのは当該種目の当該チーム単位。

⇒当該チームが失格になっても、個々の選手は単独種目・混成競技の個別種目への出場、チームも他のリレー種目へ出場することは可能です。

○第 162 条 5 スタート

162 条 5 の [国内] (本条項を適用するか否かを定めることができる) を削除。

⇒全ての競技会において、(a)(b)(c)の不適切行為に対し警告の対象となります。

○第 168 条 6 ハードルの失格の定義の明確化

「手や体、振り上げ脚の上側で、いずれかのハードルを倒すか移動させたとき」が追加。

⇒足ではなく脚であることに注意。脚の上側で倒す…つまりハードルを跳び越えていない状態です。

○第 170 条 4 リレー競走 バトンの受け渡し [注釈] の追加

バトンパス開始後、完了前にバトンを落とした場合は、前走者 (渡す人) が拾わなければならない。

⇒2019 年度までの「どちらが拾ってもよい」という解釈から変更されています。

○第 187 条 2 投てき

個人所有の投てき物の持ち込み (使用) は、どの種目であっても 2 個まで認められる。

⇒全ての競技者が使用できることが条件 (個人専用ではない) というのは変わりません。

〈2021.4.1 適用予定の修改正〉

○第 185 条 走幅跳

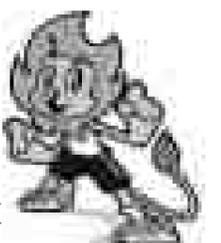
踏み切りを行う際、足または靴のどこかが踏切線の垂直面より前に出た時は無効試技とする。

⇒現行の「身体のどこかが踏切線の先の地面 (粘土板を含む) に触れた時」からの変更です。現在は靴の先端 (地面からわずかに浮いている部分) が踏切線を越えていても、粘土板に痕跡が残らなければ無効試技となりませんが、2021 年度からは無効試技となります。

※これに伴い、粘土板の角度も 45 度から 90 度へ、競技会によってはビデオカメラ等を使用します。

詳細については、審判講習会資料もしくは 2020 年度版陸上競技ルールブックを参照されたい。

文責：青柳 智之 (日本陸上競技連盟競技運営委員・JTO/長野陸上競技協会競技運営委員長)



§ 公認審判員の服装について

競技役員¹の服装として、平成28年度から下記のとおり理事会で確定し実施しております。ウェア等の業者選定に関しましても、8社(2社辞退)のコンペティションを実施(理事会で決定)し、業者選定の透明性が担保され、価格低下と長野陸協への貢献度も高まりました。

(2016/2/20、2017/11/23、2020/3/01 理事会確定事項)

審判ユニフォームは、審判員としての自覚を高め、**競技者そして指導者との区別をするために**必要です。趣旨をご理解いただきご協力と徹底をお願いします。

○日本陸連幹旋スーツ・ネクタイ・スカーフも可能。

○ブレザー、スカート(女性)…原則として陸協指定のものとし、当面は類似品(色)も可とします。

○スラックス…陸協指定が原則、ハーフパンツは可能。

○ポロシャツ…**紺色**(JAAF入り)

※H27 東海選手権で配布したポロシャツは**日本混成のみ可能**です。(アシックスマーク入りはスポンサー保護の観点から**長野陸協主催大会は不可**です。ご協力下さい。)

○ハーフパンツ(JAAF入り、希望者)…新たに定めます。

- ・H27 東海選手権で販売したパンツもOKです。
- ・それ以外(強化コーチ用等)の着用は禁止とします。

○ベスト(JAAF入り、希望者)…肌寒い時に羽織りたいと要望があった競技役員用のベストを制定します。

- ・これ以外(個人のもの・強化コーチ用)は禁止とします。

○ブレーカー・パンツ…黒の厚手と薄手としました(2017)。当面は既存の青のコートも可とします。

○カッパ…極力統一したものを着用したい。陸協指定のものか、透明のカッパを着用願います。

※長野マラソン等の支給**役員用ウェア**は、カッパ等の上(一番外側)に着用してください。



ベスト：マークは白に変更

ハーフパンツ

競技運営委員長 青柳 智之、審判部長 小林 幸太郎

○靴…統一したものはないが、黒が基調です。

○帽子…紺。(アシックスマーク入りはスポンサー保護の観点から**長野陸協主催大会は不可**です。ご協力下さい。)

○ネクタイ…NAAのロゴが審判用です。2020年更新。陸協事務局・大会等で販売、1本1200円

○サングラス…競技者に威圧感を与えるような物は不可。相手から目が見通せる程度の物をご使用下さい。

○その他

1. スターター・医務(トレーナー)のユニフォーム等については、既存のものとし、個人持ちでお願いします。
2. 施設用器具係関係者の統一ジャージは、既存のものを許可します。希望者は名取委員長までご連絡下さい。
3. マーシャル、競歩審判・補助員の専用帽子は、衛生面から廃止し、個人の帽子を使用して下さい。腕章のみとします。衛生面で問題なければ使用可能です。
4. 個人又はグループで、長野陸協ロゴ **JAAF** を使用した類似品作成等を行わないで下さい。このロゴは日本陸連の使用マニュアルで、色、周囲の空白、変形禁止など制限があり、NAGANOを他の文字等に変えることは不可です。

販売店担当者様・(税込み価格) <メーカー様>

注文・購入は基本的に個人が下記業者様に電話・Fax等で直接お願いします。注文用紙は要覧P218~P220)

◆しなのメイト(株) (ご担当 大日野様)

Tel: 0268-81-1336、Fax: 0268-81-1337

- ・ポロシャツ紺色(¥2,050)、 ・帽子紺 Cap(¥1,050)
 - ・長野袖ポロシャツ(¥2,350)
- <以上、しなのメイト(株)様>

◆(株)タヤマススポーツ (ご担当 早川様)

Tel: 026-243-8668、Fax: 026-259-0266

- ・ベスト(¥5,300) <ミズノ(株)様>
- ・厚手・薄手ウインドブレーカー
(厚手¥6,800、薄手¥4,200) <ミズノ(株)様>
- ・厚手・薄手ウインドブレーカーパンツ
(厚手¥5,200、薄手¥3,100) <ミズノ(株)様>

◆(株)中屋スポーツ (ご担当 齊藤様)

Tel: 026-228-5602、Fax: 026-228-6336

- ・ブレザー(¥21,400)、 ・スラックス(¥10,200)
- ・カッパ(¥12,010) <以上、長野菅公学生服(株)様>
- ・ハーフパンツ(¥3,470) <(株)ニシスポーツ様>

◆ネクタイ 陸協事務局・大会時販売 (¥1,200)

<2020年度~(株)都ネクタイ様>

【公認審判員用商品】

※ご購入の際は別紙「サイズ申請書兼注文書」をお近くの洋服の青山へご持参ください。(店舗にて採寸・ご購入いただけます)

※採寸・ご購入期間は年2回ございます。1回目：2020年4月6日(月)～5月17日(日)、2回目：2020年9月7日(月)～10月11日(日)

※商品の納期は右記を予定しています。1回目：2020年9月7日(月)以降、2回目：2021年1月25日(月)以降 (採寸・ご購入店舗にてお引き取りをお願い致します。)

※各種会員カード特典、クーポン券及び、セットセールとの併用は出来ません。

※お直し料金は別途頂戴致します。

●ブレザー (男女)



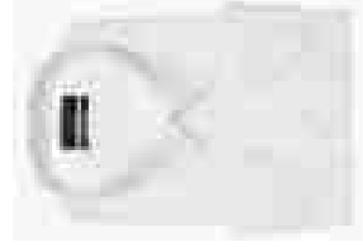
- ・シングル2つボタン
- ・素材/毛100%
- ・オールシーズンタイプ
- ・女性と同素材、別型紙
- ・**男女12,000円(税抜)**

●スラックス (男女) ※写真はイメージ



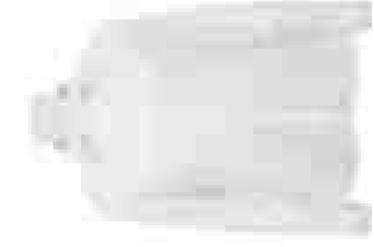
- ・ワンタックスタイル
- ・素材/毛50%,ポリエステル50%
- ・ウオッシュヤブル素材
- ・形状記憶ブリーツ
- ・オールシーズンタイプ
- ・女性と同素材、別型紙
- ・**男女7,000円(税抜)**

●ワイシャツ (男性)



- ・ノンアイロン加工
- ・素材/綿100%
- ・レギュラーカラー
- ・長袖
- ・**4,100円(税抜)**

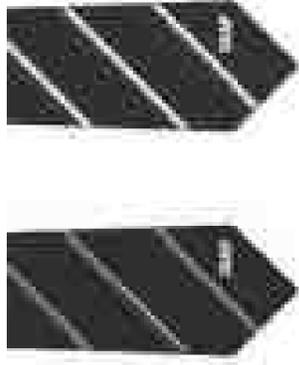
●ブラウス (女性)



- ・ノンアイロン加工
- ・素材/綿100%
- ・スキッパーカラー
- ・長袖
- ・**3,100円(税抜)**

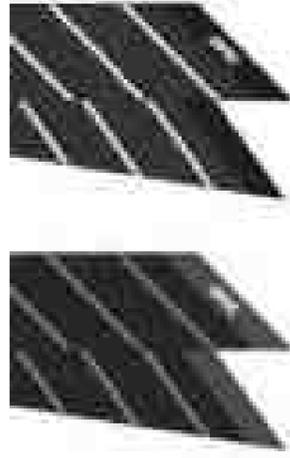
●ネクタイ (男性)

- ・JAAFロゴ入りオリジナル作成
- ・ブルーとエンジの2本セット販売
- ・素材/シルク100%
- ・**4,000円(税抜)[2本セット]**



●スカーフ (女性)

- ・JAAFロゴ入りオリジナル作成
- ・ブルーとエンジの2枚セット販売
- ・素材/シルク100%
- ・**5,000円(税抜)[2枚セット]**



●ブレザー用エンブレム (男女)

- ・JAAFロゴ入りオリジナル作成
- ・ピンタック式(ワンタッチタイプ)
- ・**3,800円(税抜)**



●ブレザー用ボタンセット(男女)

- ・JAAFロゴ入りオリジナル作成
- ・フロントボタン2個、袖ボタン6個
- ・**1,100円(税抜)**

※店舗にて別途1,600円(税抜)で取り付けも可能です。(1個200円×8個)

※一式購入時価格 (各アイテム1点・1セット購入時)

男女ともに32,000円 (税抜)

日本陸上競技連盟 公認審判員 様 は下記太枠内のみご記入ください。

サイズ申請書 兼 注文書

採寸期間	①2020年4月6日(月)～5月17日(日) ②2020年9月7日(月)～10月11日(日)	
採寸日	年 月 日	氏名
性別	男 ・ 女	フリガナ
ご連絡先お電話番号		

様

＜洋服の青山 店舗スタッフへ＞

- 男性：ブレザー(STUART KENT紺無地：S3500-1)/スラックスはREGALワンタックで採寸(グレー無地、女性と同生地オリジナル品)
ワイシャツ(サビルロウレギュラー白無地：MAX100)/ネクタイ(オリジナル品)/エンブレム(オリジナル品)/ボタン(オリジナル品)
- 女性：ブレザーはI.M.G.N定番品で採寸(STUART KENT生地、I.M.G.N型紙オリジナル品)
スラックスはI.M.G.N定番品で採寸(グレー無地、男性と同生地オリジナル品)
ブラウス(n♥lineプレシャス、スキッパー白無地：NMAX701-10)/スカーフ(オリジナル品)/エンブレム(オリジナル品)/ボタン(オリジナル品)

※男性ジャケットは既製品につき、YA体は対応できません。

※I.M.G.N定番は新品番(GJ161900、GP161900)となります。旧品番のみの在庫店舗はご注意ください。

※補正賃(ネーム、裾直し、ボタン付け等)は、別途いただいでください。

※審判員様への納期は①2020年9月7日～②2021年1月25日～を予定しています。店舗へ納品後、お引き取りとなります。

※購入数は審判員様の任意です。注文数の記載を漏れなくお願い致します。

※下記、ヌード寸法は必要な場合のみ記入

ジャケット 男女12,000円(税抜)	
〈注文数〉	〈サイズ〉 例：A6体、9号
着	
〈補正〉	

スラックス 男女7,000円(税抜)	
〈注文数〉	〈サイズ〉 例：82cm、9号
本	
〈股下〉	cm
〈補正〉	

男性ワイシャツ 4,100円(税抜)・女性ブラウス 3,100円(税抜)	
〈注文数〉	〈サイズ〉 例：39-82、9号
枚	

男性ネクタイ 4,000円(税抜)・女性スカーフ 5,000円(税抜) ※セット価格	
〈注文数〉	※ブルーとエンジの2本セット販売のため、
セット	本数でなく、セット数の記載をお願い致します。

エンブレム 男女3,800円(税抜)	
〈注文数〉	
個	

ボタン 男女1,100円(税抜) ※セット価格	
〈注文数〉	※フロント釦2つ、袖釦6つの計8つで1セット。
セット	セット数の記載をお願い致します。

名称	ヌード寸法
身長	cm
肩幅	cm
胸囲	cm
ウエスト	cm
ヒップ	cm
ネック	cm
衿丈	cm
上腕 (利き腕でカコブの状態)	cm
太もも (太い方のもも周り)	cm

採寸店舗 C D、店名、採寸担当者名

洋服の青山各店店長宛

日本陸連公認審判員様が本紙をご持参の上、採寸にご来店されます。

対応は店長(不在時は次席者)が実施すること。

※但し、女性が来店の場合は女性スタッフが対応

採寸後は即日、①指定フォーマットに入力し、本社法人部までメール、

②記入済み申請書はコピーをとり東京オフィス法人部(*71982)へFAX、原本はお客様にお返し、コピーは店舗保管。

①、②のどちらも実施すること。

【問合せ先】
東京オフィス 法人部 後藤
代表 TEL番号 (*31975)

ご来店確認用
バーコード

